

第2期津島市子ども・子育て支援事業計画

(案)

2019年8月版

令和2年3月

愛知県 津島市

はじめに



本市においては、『安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島』を目指して、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画として、平成17年3月に前期計画、5年後の平成22年3月に後期計画を策定し、安心して産み育てることができる社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

そして、国においていわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることを受けまして、この新制度の円滑な運用を図るための計画として「津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市は、これまでも「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭に寄り添い、支えていく「地域の協育力の向上」を目指した施策を進めており、新制度の施行後もこの方向性に変わりはなく、「子ども・子育て応援都市、つしま」として家庭や地域等の取組を全力で支えていく所存です。

市民の皆様や子ども・子育て支援の関係者の皆様におかれましても、この趣旨にご賛同いただき、本事業計画に位置づけた取組への積極的なご参加と一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、各種のアンケート調査などでご意見をお寄せいただいた市民の皆様、子ども・子育て会議委員として協議を重ねてくださいました委員の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

津島市長 日比一昭

目次

作成中

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されました。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

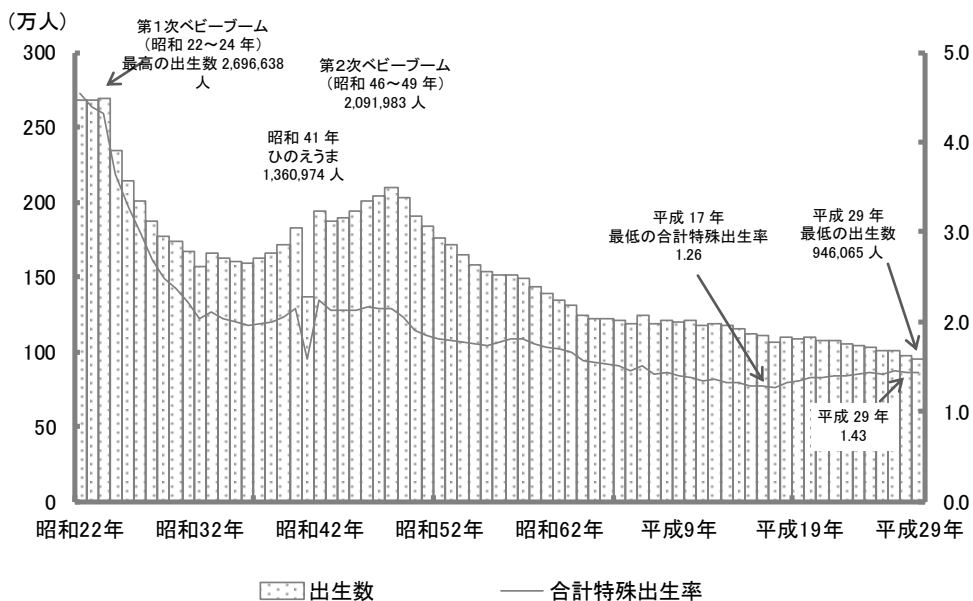
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本市は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「津島市次世代育成支援後期行動計画（平成22～26年度）」を策定し、『安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島』を基本理念としました。また、平成27年度に策定した「津島市子ども・子育て支援事業計画」においても、この基本理念を継承し、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して産み育てることができる社会の実現に向けて、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

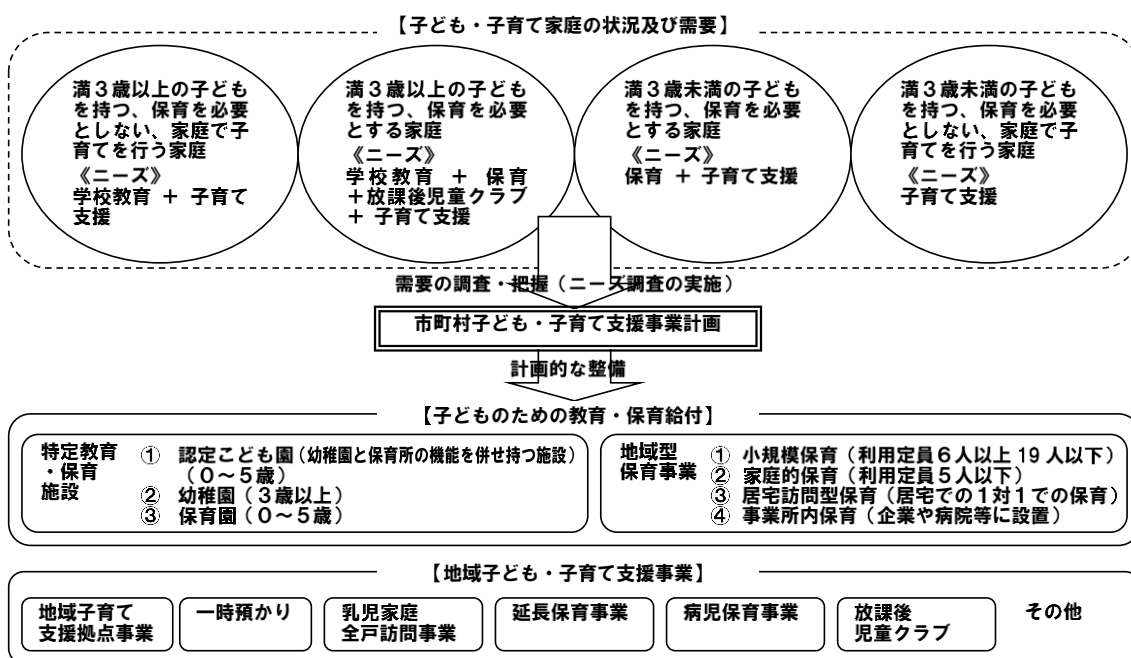
この度、次期「津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たって、引き続き、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画と国の「健やか親子21（第2次）」に基づく母子保健計画を一体として、本計画「第2期津島市子ども・子育て支援行計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業、母子保健事業を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

図表3 国の「健やか親子 21（第2次）」の基本的な考え方

「健やか親子 21」（計画期間：平成 13 年から平成 26 年まで）は、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本 21」の一翼を担うものです。

10 年後に目指す姿

- 日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること。
- 疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること。
- 10 年後の目指す姿は「すべての子どもが健やかに育つ社会」。

資料：厚生労働省「健やか親子 21（第2次）」について 検討会報告書

2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、概ね18歳未満を対象とし、一部事業等については妊産婦を対象としています。

3 計画の性格

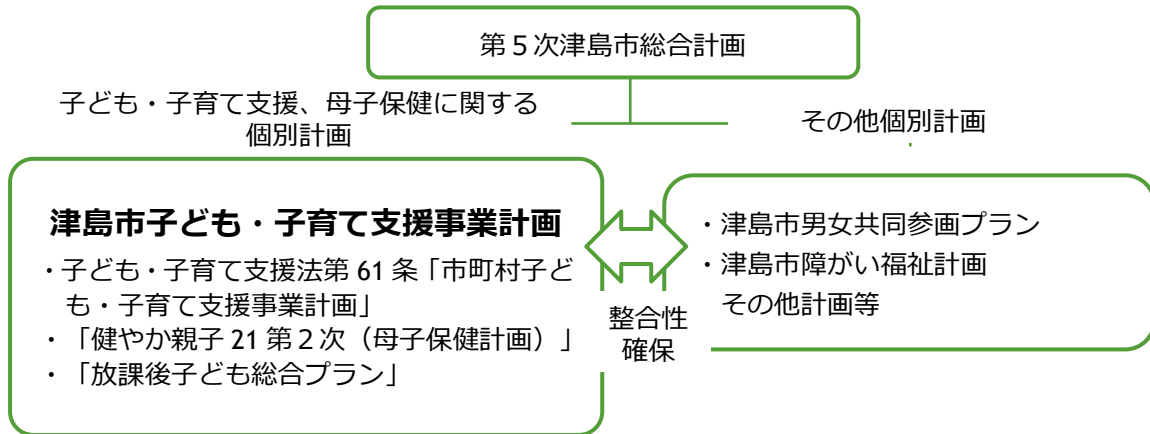
本計画は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」第 61 条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。

また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、国の「健やか親子 21（第2次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表4 計画の性格



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもや子どものいる家庭の状況

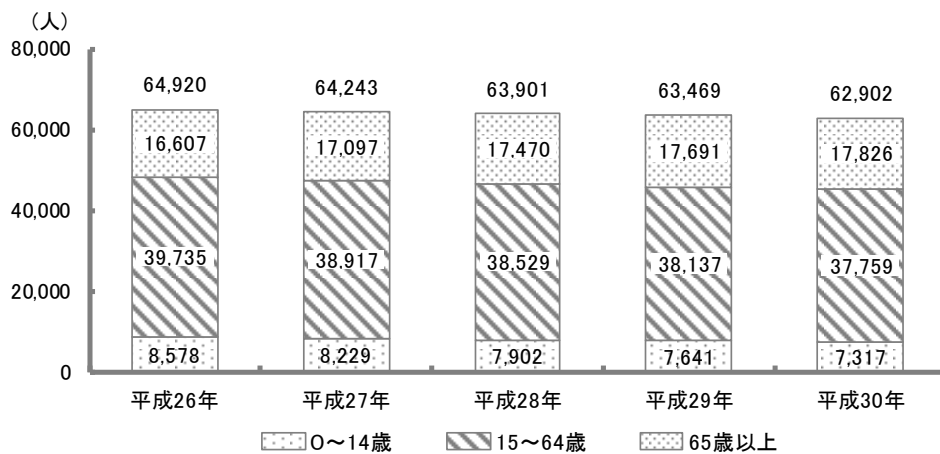
1-1 人口の推移

本市の総人口は、平成30年3月30日現在 62,902 人となっており、平成26年と比べると、2,018 人減少しており、年々減少傾向という状況です。

年齢区分別に見ると、平成30年3月30日現在、年少人口（0～14歳）は7,317人（11.6%）で、平成26年と比べると、1,261人の減少となっており、年少人口の割合は、全国平均、県平均より下回る水準となっています。

世帯数は、平成30年3月30日現在 26,070 世帯となっており、平成26年と比べると、503 世帯増加している一方、世帯人員は 2.41 と、こちらは減少傾向となっています。

図表5 年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



区分	本市					県	全国
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年	平成30年
0～14歳	8,578	8,229	7,902	7,641	7,317	1,029,159	15,950,238
	13.2%	12.8%	12.4%	12.0%	11.6%	13.6%	12.5%
15～64歳	39,735	38,917	38,529	38,137	37,759	4,687,480	76,963,206
	61.2%	60.6%	60.3%	60.1%	60.0%	62.1%	60.3%
65歳以上	16,607	17,097	17,470	17,691	17,826	1,835,121	34,793,745
	25.6%	26.6%	27.3%	27.9%	28.3%	24.3%	27.2%
総人口	64,920	64,243	63,901	63,469	62,902	7,551,840	127,707,259
世帯数	25,567	25,609	25,772	25,907	26,070	3,257,903	58,007,536
世帯人員	2.54	2.51	2.48	2.45	2.41	2.32	2.20

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

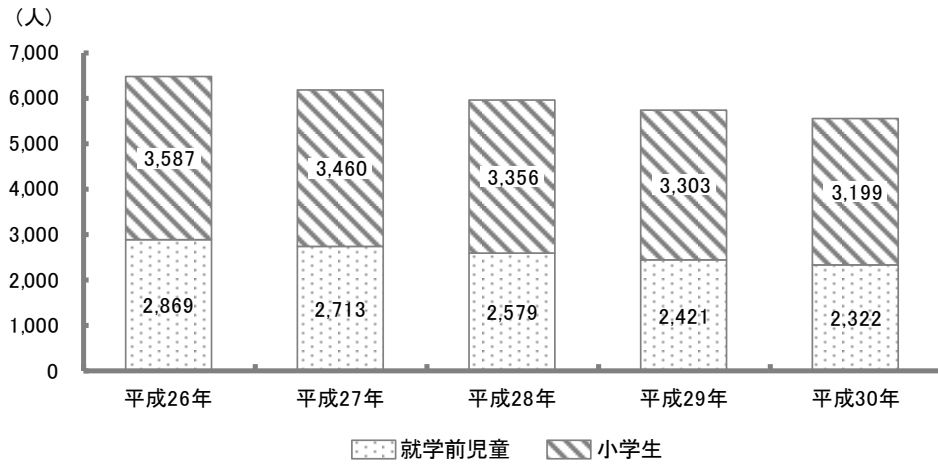
全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成30年1月1日現在）

※不詳を含む

1-2 児童数の推移

本市の児童数（0～11歳）は、平成30年3月30日現在5,521人となっており、平成26年と比べると935人減少しており、就学前児童（0～5歳）が547人の減少、小学生（6～11歳）は388人の減少となっています。

図表6 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増減(平成26～30年)
就学前児童	0歳	406	395	359	351	337	-69
	1歳	406	416	409	371	349	-57
	2歳	435	405	420	407	372	-63
	3歳	520	443	427	421	416	-104
	4歳	553	519	439	424	419	-134
	5歳	549	535	525	447	429	-120
	小計	2,869	2,713	2,579	2,421	2,322	-547
小学生	6歳	555	548	532	533	450	-105
	7歳	584	553	551	535	530	-54
	8歳	543	579	555	549	534	-9
	9歳	594	540	580	559	545	-49
	10歳	638	595	543	580	562	-76
	11歳	673	645	595	547	578	-95
	小計	3,587	3,460	3,356	3,303	3,199	-388
合計	6,456	6,173	5,935	5,724	5,521	-935	

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

1-3 世帯構成

本市の一般世帯数は、平成27年10月1日現在23,779世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、「その他の親族世帯」が減少する一方、「核家族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」が増加しています。

「女親と子どもからなる世帯」の割合は、平成27年10月1日現在8.3%となっており、ひとり親家庭は「男親と子どもからなる世帯」を含めて増加傾向となっています。

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成27年10月1日現在、6歳未満親族がいる一般世帯が1,977世帯、18歳未満親族がいる世帯が5,914世帯となっており、いずれも減少しています。

図表7 世帯構成の状況（単位：世帯、%）

区分	本市			県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
一般世帯数※	22,282	23,484	23,779	3,059,956	53,331,797
核家族世帯	14,456	14,834	14,948	1,741,853	29,754,438
	64.9%	63.2%	62.9%	56.9%	55.8%
夫婦のみの世帯	4,515	4,840	5,000	588,692	10,718,259
	20.3%	20.6%	21.0%	19.2%	20.1%
夫婦と子どもからなる世帯	8,109	7,893	7,567	905,737	14,288,203
	36.4%	33.6%	31.8%	29.6%	26.8%
男親と子どもからなる世帯	315	333	409	38,519	702,903
	1.4%	1.4%	1.7%	1.3%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	1,517	1,768	1,972	208,905	4,045,073
	6.8%	7.5%	8.3%	6.8%	7.6%
その他の親族世帯	3,500	3,116	2,653	261,214	4,560,560
	15.7%	13.3%	11.2%	8.5%	8.6%
非親族世帯	83	170	192	27,083	463,639
	0.4%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%
単独世帯	4,243	5,364	5,971	1,024,515	18,417,922
	19.0%	22.8%	25.1%	33.5%	34.5%

資料：国勢調査 ※不詳を含む

図表8 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、%）

区分	本市			県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
一般世帯数	22,282	23,484	23,779	3,059,956	53,331,797
6歳未満親族のいる一般世帯数	2,982	2,508	1,977	301,536	4,617,373
	13.4%	10.7%	8.3%	9.9%	8.7%
18歳未満親族のいる一般世帯数	6,975	6,642	5,914	730,200	11,471,850
	31.3%	28.3%	24.9%	23.9%	21.5%

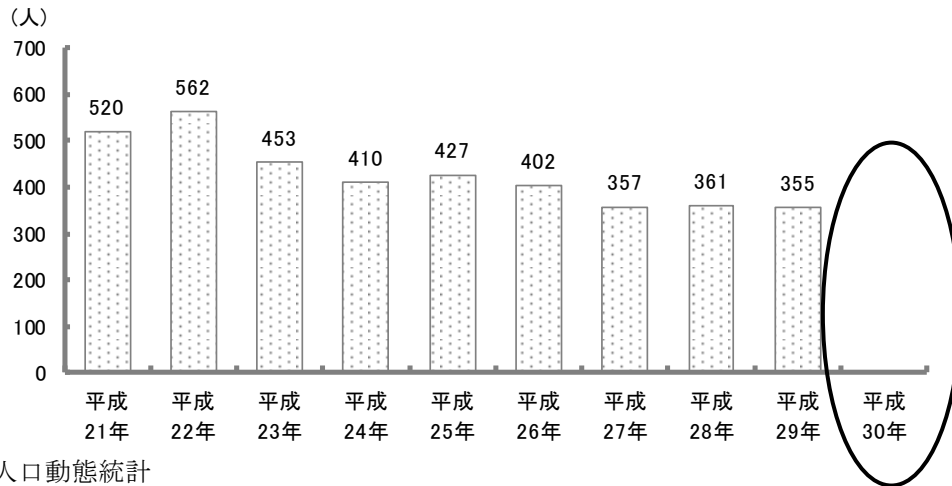
資料：国勢調査

1-4 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、平成29年で355人となっており、年によって増減が見られるものの、概ね減少傾向となっています。

また、合計特殊出生率は、平成25年～平成29年の平均で1.22となっており、全国平均と県平均より下回る水準となっています。

図表9 出生数（単位：人）



資料：人口動態統計

図表10 合計特殊出生率

区分	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年
津島市	1.47	1.49	1.46	1.36	1.38	1.22
県	1.57	1.48	1.42	1.39	1.51	1.52
全国			1.36	1.31	1.38	1.43

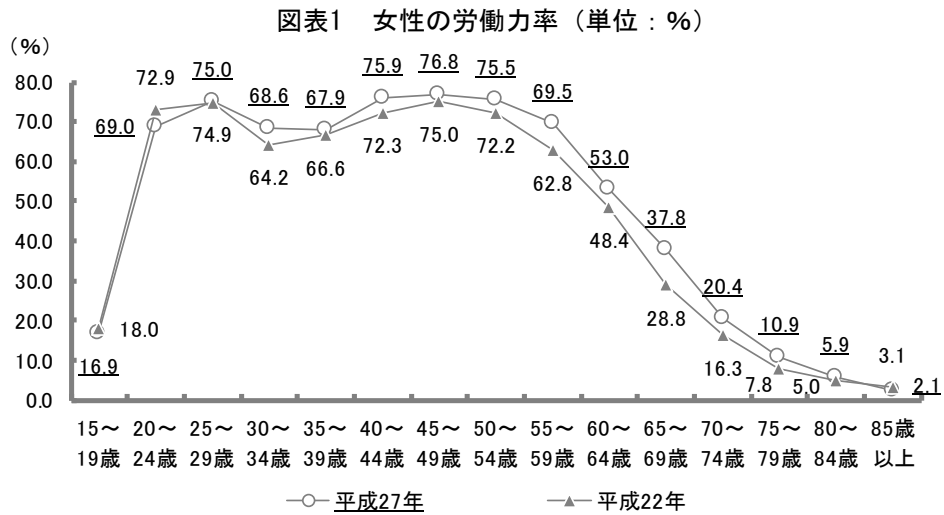
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

一部作成中

1-5 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成27年は、平成22年と比べてM字の谷の部分の部分が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、20歳代前半の労働力率が低下し、20歳代後半から30歳代前半にかけて上昇しているなど、晩婚化の影響もうかがえます。



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

2-1 保育園

本市には、公立2園、私立6園、計8園の保育園があり、そのうち5園で一
時保育を実施しています。

保育園の在園児童数は平成30年4月1日現在724人となっています。

図表11 保育園の状況（平成31年4月1日現在）

区分	保育所名	所在地	定員	開所時間	その他 保育
公立	共存園保育所	東洋町 2-34	110	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~14:00	一時保育
公立	新開保育園	新開町 5-6	115	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~14:00	一時保育
私立	蛭間保育園	蛭間町字高瀬 831	50	(平日)7:00~19:00 (土曜)8:00~17:00	一時保育
私立	三和第一保育園	大縄町 9-43	120	(平日)7:00~19:00 (土曜)8:00~17:00 (第2土曜) ~13:00	
私立	三和第二保育園	城山町 1-1	130	(平日)7:00~19:00 (土曜)8:00~17:00 (第2土曜) ~13:00	
私立	藤浪保育園	寺前町 2-71-1	100	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~19:00	
私立	東愛宕保育園	東愛宕町 2-83	40	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~14:00	一時保育 休日保育
私立	神島田保育園	中一色町東郷 4	60	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~14:00	一時保育 病児・病後児保育
合計			725		

資料:子育て支援課

図表12 保育園在園児童数の推移（各年4月1日現在）（単位：人、所）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	26→30年 の増減
0歳	21	22	31	25	17	-4
1歳	97	131	120	130	105	8
2歳	156	140	169	131	137	-19
0~2歳計	274	293	320	286	259	-15
3歳	229	193	194	181	125	-104
4歳	227	236	206	180	171	-56
5歳	250	224	234	182	169	-81
3~5歳計	706	653	634	543	465	-241
合計	980	946	954	829	724	-256

資料:子育て支援課

2-2 認定こども園

本市には、私立4園の認定こども園があります。

認定こども園の在園児童数は平成30年4月1日現在321人となっています。

図表13 認定こども園の状況（平成31年4月1日現在）

区分	施設名	所在地	定員	開所時間	
				教育	保育
私立	真こども園	神尾町字江西 84	95	(平日)8:00～16:00	(平日)7:00～19:00 (土曜)7:00～18:00 (第2土曜)～13:00
私立	昭和幼稚園	葉刈町字稲葉 33-2	150	(平日)8:00～16:00	(平日)7:00～18:30 (土曜)8:00～17:00
私立	唐臼保育園	唐臼町郷浦 55	105	(平日)8:00～16:00	(平日)7:00～19:00 (土曜)7:00～19:00
私立	神守こども園	神守町字古道8	145	(平日)8:00～16:00	(平日)7:00～19:00 (土曜)7:00～14:00
合計			495		

資料:子育て支援課

図表14 認定こども園児童数の推移（各年4月1日現在）（単位：人、所）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	26→30年 の増減
0歳	0	0	0	5	7	7
1歳	0	0	0	8	28	28
2歳	0	0	0	30	28	28
0～2歳計	0	0	0	43	63	63
3歳	0	0	0	69	91	91
4歳	0	0	0	58	87	87
5歳	0	0	0	69	80	80
3～5歳計	0	0	0	196	258	258
合計	0	0	0	239	321	321

資料:子育て支援課

2-3 幼稚園

本市には、公立1園、私立3園、計4園の幼稚園があります。

平成30年5月1日現在、幼稚園在園児童数は378人となっています。

図表15 幼稚園の状況（単位：人）

区分	施設名	所在地	定員	開所時間	
				通常	預かり保育
公立	津島幼稚園	古川町3-64	105	(平日)9:00～14:00	なし
私立	瑞泉寺つしま幼稚園	舟戸町40	280	(平日)8:00～14:30	(平日)14:30～18:00
私立	双葉幼稚園	西柳原町1-53	150	(平日)8:30～14:45	(平日)14:45～18:00 (土曜)8:00～12:00
私立	百島幼稚園	百島町字牛屋41	200	(平日)8:00～15:00	(平日)15:00～18:00 (土曜)8:30～12:30
合計			735		

資料:子育て支援課

図表16 幼稚園在園児童数の状況（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	26→30年の増減
3歳	201	184	174	123	125	-76
4歳	224	200	178	130	122	-102
5歳	216	224	205	139	131	-85
合計	641	608	557	392	378	-263

資料:学校基本調査

2-4 小学校

本市には、小学校が8校設置されており、児童総数は平成30年5月1日現在3,092人と、平成26年と比べて408人の減少となっています。

図表17 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	26→30年の増減
学校数	8	8	8	8	8	0
学級数	118	113	112	108	108	-10
児童総数	3,500	3,372	3,263	3,196	3,092	-408
1年生	537	532	514	514	438	-99
2年生	567	535	535	515	508	-59
3年生	531	562	538	527	519	-12
4年生	577	527	564	540	525	-52
5年生	623	583	531	563	540	-83
6年生	665	633	581	537	562	-103

資料:学校基本調査

2-5 児童館

本市の中央児童館は、児童を対象に、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的とする施設です。

開館時間は、午前9時30分から午後5時まで、休館日は、水曜日午後、木曜日・国民の休日・年末年始などとなっています。

図表18 児童館

児童館	所在地	開館時間	休館日
中央児童館	橋町5-18	午前9時30分から 午後5時まで	水曜日午後、木曜日・国民の休日 (木曜日に当たるときは翌日も休館)ただし、こどもの日を除く・年末年始

資料:子育て支援課

2-6 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）は、放課後、自宅に帰っても保護者がいない共働き家庭や、母子・父子家庭などを対象とする施設で、小学生に遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

本市では、小学校6年生までの児童を対象に、各小学校区に1つ、計8クラブを整備しており、入所児童数は平成30年4月1日現在348人となっており、いずれのクラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています。

小学校児童数に対する入所率は、市全体で11.3%となっており、入所率は学区で差が見られます。

学年別の入所率は、2年生の19.3%が最も高く、学年が上がるに従って入所率は低下する傾向が見られます。

図表19 放課後児童クラブ

クラブ名	開設場所	対象校区
なかよしクラブ	東こどもの家	東校区
どろんこクラブ	西こどもの家	西校区
あおぞらクラブ	南こどもの家	南校区
ひまわりクラブ	北こどもの家	北校区
つくしクラブ	神守こどもの家	神守校区
わんぱくクラブ	蛭間こどもの家	蛭間校区
そよかぜクラブ	高台寺こどもの家	高台寺校区
たんぽぽクラブ	神島田こどもの家	神島田校区

資料:子育て支援課

図表20 放課後児童クラブの入所児童数（単位：人）

学童クラブ名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	26→30 年度 の増減
なかよしクラブ	62	66	64	65	59	-3
どろんこクラブ	45	54	57	52	54	9
あおぞらクラブ	31	37	37	47	58	27
ひまわりクラブ	58	58	55	52	46	-12
つくしクラブ	36	43	39	52	53	17
わんぱくクラブ	25	24	25	26	18	-7
そよかぜクラブ	32	37	35	37	38	6
たんぼぼクラブ	55	41	33	23	22	-33
合計	344	360	345	354	348	4

図表21 平成 30 年度放課後児童クラブの入所率（単位：人、％）

学童クラブ名	入所児童数	小学校児童数	入所率
なかよしクラブ	59	513	11.5%
どろんこクラブ	54	493	11.0%
あおぞらクラブ	58	429	13.5%
ひまわりクラブ	46	277	16.6%
つくしクラブ	53	498	10.6%
わんぱくクラブ	18	235	7.7%
そよかぜクラブ	38	220	17.3%
たんぼぼクラブ	22	427	5.2%
合計	348	3,092	11.3%

図表22 平成 30 年度学年別放課後児童クラブの入所率（単位：人、％）

学年	入所児童数	小学校児童数	入所率
1年生	65	438	14.8%
2年生	98	508	19.3%
3年生	49	519	9.4%
4年生	58	525	11.0%
5年生	42	540	7.8%
6年生	36	562	6.4%
合計	348	3,092	11.3%

資料：子育て支援課

※入所児童数4月1日時点、小学校児童数5月1日時点(特別支援学級の生徒を除く)

2-7 子育て支援センター

本市は、子育て支援センターを西地区、東地区にそれぞれ1か所ずつ設置しています。

子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就学前の乳幼児とその保護者です。

図表23 子育て支援センター

名称	所在地	開所日	時間
西地区子育て支援センター	上之町 1-60(総合保健福祉センター 1階)	日～土曜日(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～16:00
東地区子育て支援センター	菫原町椋木 5(生涯学習センター 1階)	火～日曜日(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～16:00

資料:子育て支援課

2-8 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

児童発達支援事業所は、就学前の心身の発達に不安のある児童とその保護者に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

放課後等デイサービス事業所は、就学している心身の発達に不安のある児童が授業終了後又は休業日に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

図表24 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

名称	所在地	サービス種別		利用基準
		児童発達支援	放課後等デイサービス	
かるかも園	東柳原町 3-69	◎		市内に居住する小学校就学前の障害児通所給付費の支給決定を受けた障がい児とその保護者
こどもサポートハウスびあ	橋詰町 1-17	◎	◎	
児童サポートセンターのびのび	江東町 3-175	◎	◎	
児童デイサービス芳泉	神守町字中田面 57-1	◎	◎	
ネバーランドつしま	唐臼町郷裏 77-1		◎	
びーの	中地町 3-38-9		◎	
チャイルドウィッシュつしま	新開町 2-133	◎	◎	
ほうせん津島2	東愛宕町 3-34-4	◎	◎	
放課後等デイサービスたいよう	柳原町 1-39		◎	
ふれんど	老松町 188		◎	

資料:福祉課

3 母子保健事業の状況

母子保健事業については、妊婦とその家族向けの教室（HAPPY マタニティ）や育児講座などの教育事業とともに、各種相談事業や妊娠中・育児中のご家庭へ保健師・助産師が家庭訪問する事業などで利用者数等の減少傾向が見られます。

図表25 母子保健事業（単位：人）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
母子健康手帳交付数	482	403	413	402	420
相談事業	821	638	616	498	644
教育事業	3,119	3,245	2,901	1,917	2,858
訪問指導	491	551	425	410	471

資料：健康推進課

4 教育・保育施設の状況

(1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「津島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、就学前児童及び小学生の各保護者を対象に、教育・保育や子育て支援等のニーズを把握するために、平成30年12月に次の内容により実施しました。

図表26 ニーズ調査の概要

対象	調査内容	調査方法
①就学前児童の保護者	<p>就学前児童の保護者を対象とする調査は、国から利用希望の把握方法のひな形が示されており、内容としては、国から示されたひな形を基礎とし、市独自の質問項目を一部加えた次のような内容です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お子さんご家族の状況 ② お子さんの育ちをめぐる環境 ③ 保護者の就労状況 ④ 平日の保育園・幼稚園・認定こども園などの利用 ⑤ 病児・病後児保育 ⑥ 土曜・休日の保育園・幼稚園・認定こども園などの利用 ⑦ お子さんの一時預かり ⑧ お子さんの宿泊を伴う一時預かり ⑨ 子育て支援サービス全般 ⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度 ⑫ 子育て全般 	<p>郵送配付・回収及び就園児は各園を通じた配付・回収</p>
②小学生児童の保護者	<p>次のような内容です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お子さんご家族の状況 ② お子さんの育ちをめぐる環境 ③ 保護者の就労状況 ④ 病児・病後児保育 ⑤ 放課後の過ごし方 ⑥ 生活状況 ⑦ 子育て支援サービス全般 ⑧ 子育て全般 	<p>各学校を通じた配付・回収</p>

調査の結果、有効回答率は①就学前児童の保護者で68.3%、②小学生児童の保護者で85.2%となっています。

図表27 ニーズ調査の回収結果

対象	配布数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童の保護者	1,500 通	1,024 通	68.3%
②小学生児童の保護者	500 通	426 通	85.2%

(2) 今後の主な課題

四角の枠内は作成中
(記載事項は前回のもの)

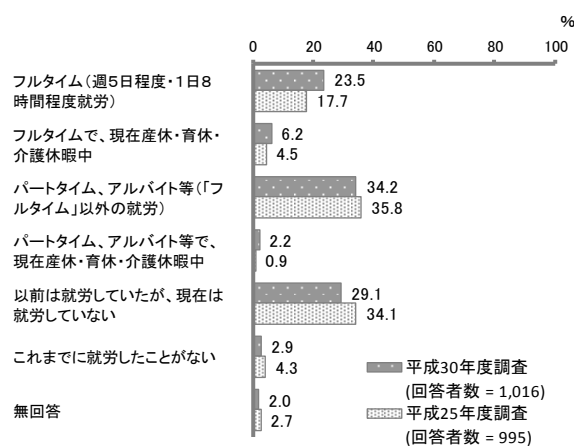
- 出産や子育てを行う年齢層の女性における労働力率の上昇を踏まえつつ、3歳未満児から利用できる保育等サービスの充実と、働きながら子育てできる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- 病児保育、一時預かり、放課後児童クラブ（学童保育）など、ニーズに応じた子ども・子育て支援に関わる事業の充実
- 保護者における「病気や発育・発達に関すること」への不安や関心の高まりを踏まえた、母子保健の充実

《保護者の就労状況》

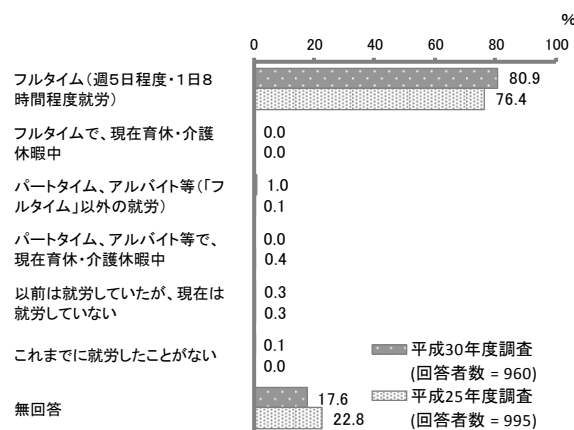
母親の就労状況は、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」の割合が34.2%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が29.1%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」の割合が23.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」の割合が増加しています。

図表28 母親の就労状況
【就学前児童の保護者調査】



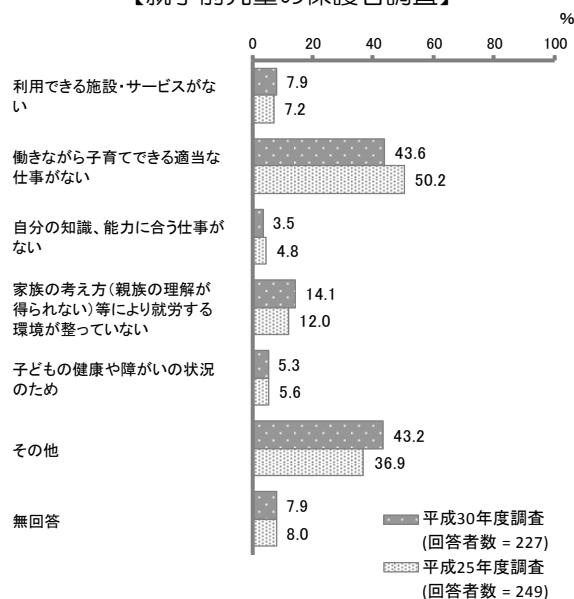
図表29 父親の就労状況
【就学前児童の保護者調査】



母親が現在働いていない理由は、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」の割合が43.6%と最も高く、次いで「家族の考え方（親族の理解が得られない）等により就労する環境が整っていない」の割合が14.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」の割合が減少しています。

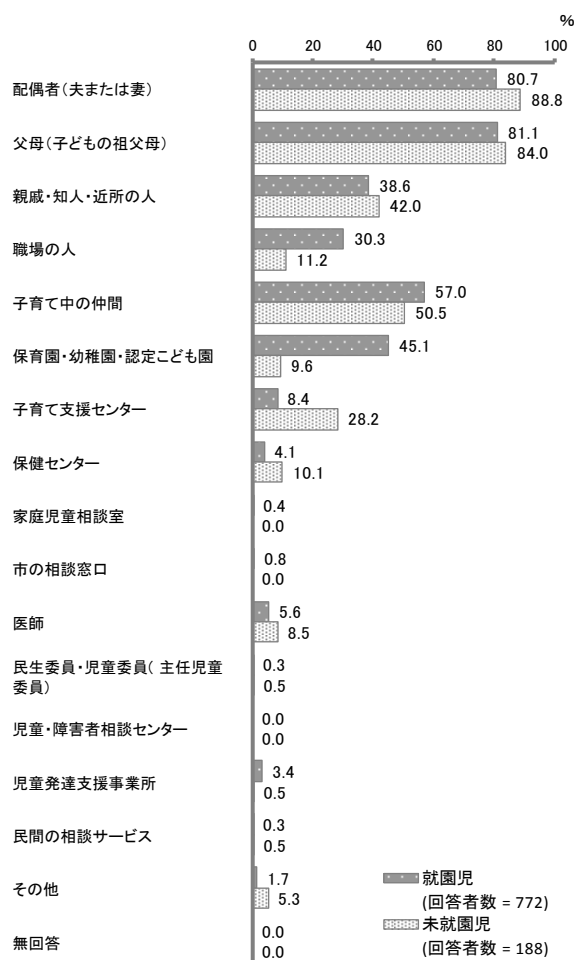
図表30 母親が現在働いていない理由
【就学前児童の保護者調査】



《子育てについての相談先》

子育てについて気軽に相談できる先は、就園児の場合は「保育園・幼稚園・認定こども園」の割合が45.1%、未就園児の場合は「子育て支援センター」の割合が28.2%となっています。

図表31 子育てについての相談先
【就学前児童の保護者調査】

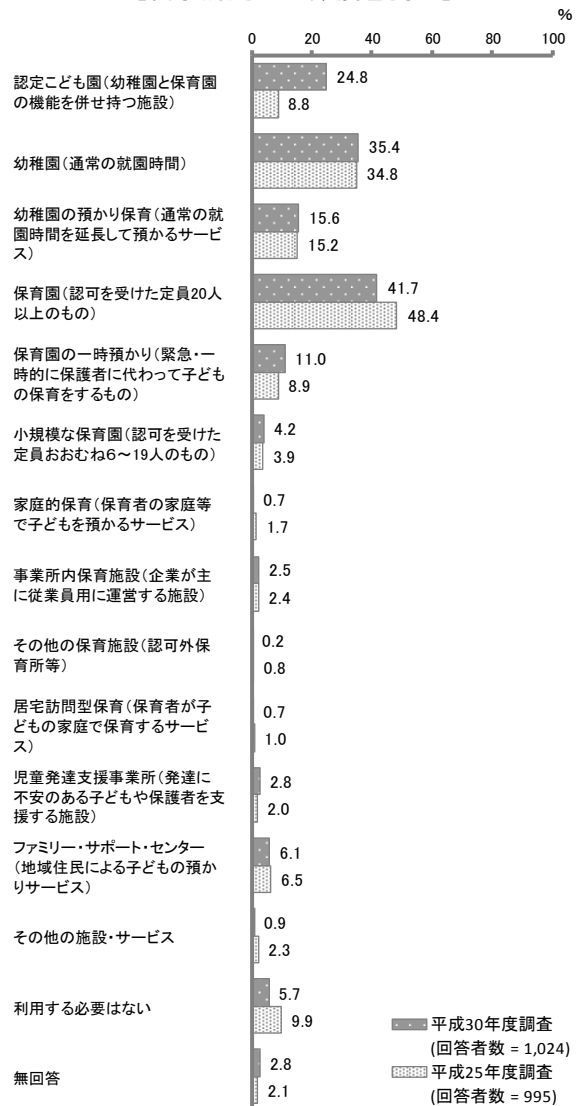


《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向等》

今後、お子さんが平日に定期利用したい施設・サービスは、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が41.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」の割合が35.4%、「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」の割合が24.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が減少しています。

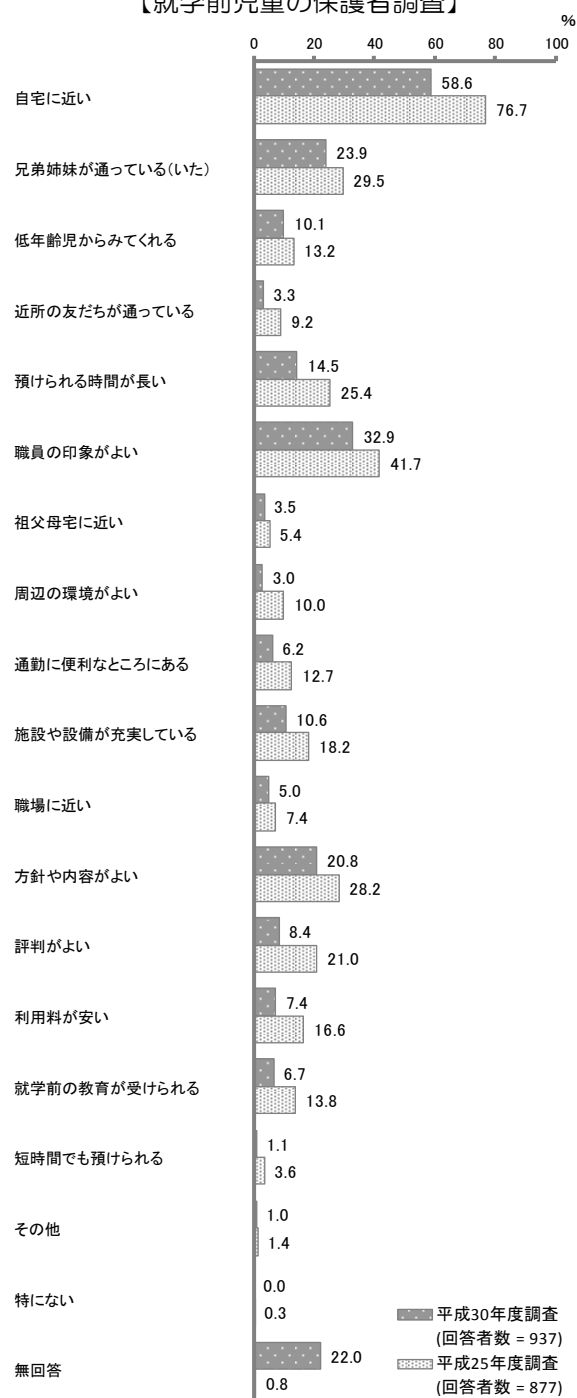
図表32 平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向等
【就学前児童の保護者調査】



施設・サービスを選ぶときに重視する点は、「自宅に近い」の割合が58.6%と最も高く、次いで「職員の印象がよい」の割合が32.9%、「兄弟姉妹が通っている(いた)」の割合が23.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、すべての項目で割合が減少しています。

図表33 施設・サービスを選ぶときに重視する点
【就学前児童の保護者調査】

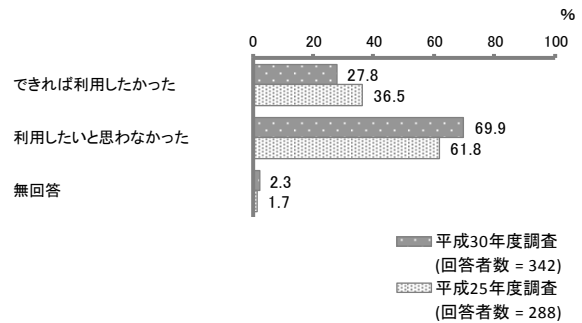


《子ども・子育て支援に関わる事業の利用意向》

子どもの病気やケガの際、父親又は母親が休んで対応した方については、「(病児・病後児保育を) できれば利用したかった」の割合が 36.5% となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「できれば利用したかった」の割合が減少しています。

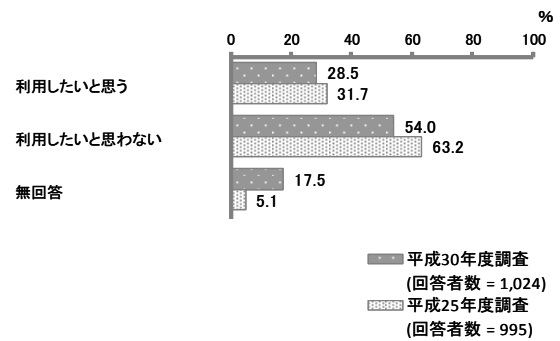
図表 34 病児・病後児保育を利用
したいと思ったか
【就学前児童の保護者調査】



私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のための一時預かりについては、「利用したいと思う」の割合が 28.5% となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「利用したいと思わない」の割合が減少しています。

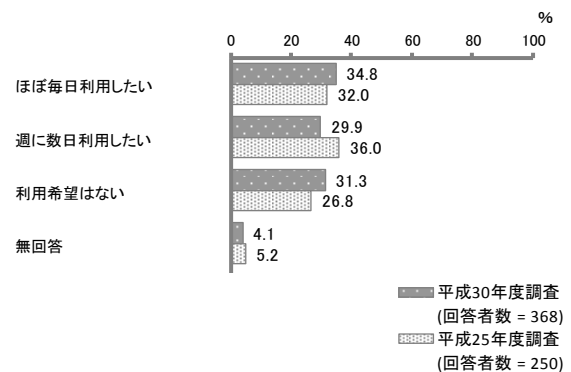
図表 35 一時預かりの利用意向
【就学前児童の保護者調査】



夏休み・冬休みなどの長期休暇中の幼稚園等の利用については、「ほぼ毎日利用したい」の割合が 34.8% と最も高く、次いで「利用希望はない」の割合が 31.3%、「週に数日利用したい」の割合が 29.9% となっています。

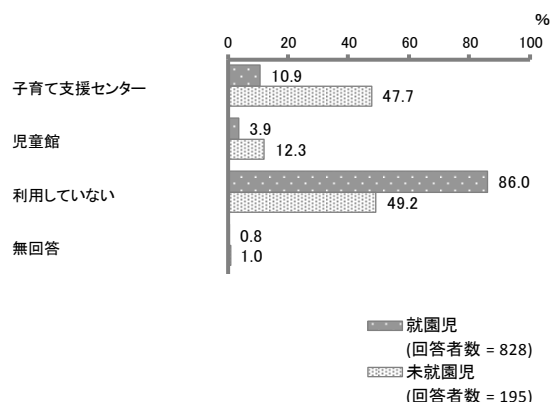
平成 25 年度調査と比較すると、「週に数日利用したい」の割合が減少しています。

図表 33 長期休暇中の幼稚園等の
利用意向
【就学前児童の保護者調査】



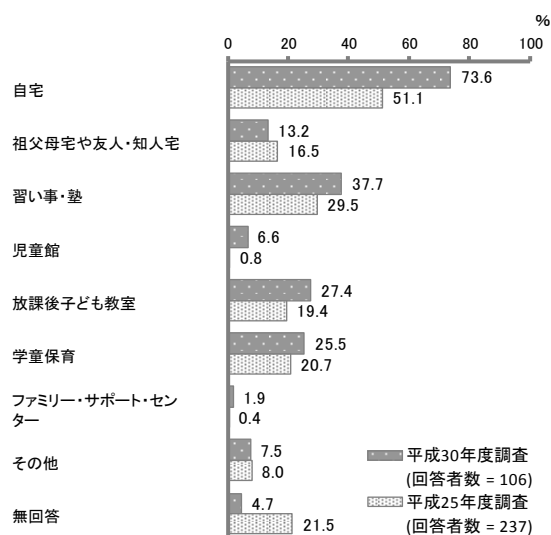
子育て支援センターや児童館の利用状況は、未就園児では「子育て支援センター」の割合が47.7%、「児童館」が12.3%となっています。

図表 36 子育て支援センターや児童館の利用状況
【就学前児童の保護者調査】



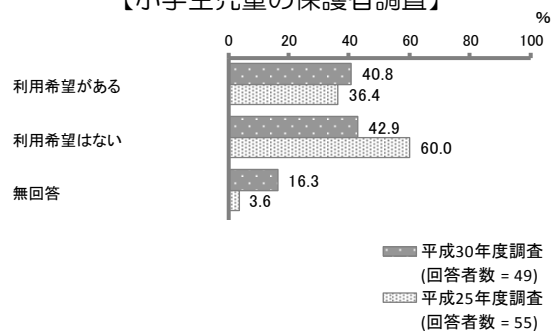
小学校就学後（低学年）の放課後の過ごし方の意向は、「自宅」の割合が73.6%と最も高く、次いで「習い事・塾」の割合が37.7%、「放課後子ども教室」の割合が27.4%となっています。

図表 37 小学校就学後（低学年）の放課後の過ごし方の意向
【就学前児童の保護者調査】



平成25年度調査と比較すると、「自宅」、「習い事・塾」、「児童館」、「放課後子ども教室」の割合が増加しています。

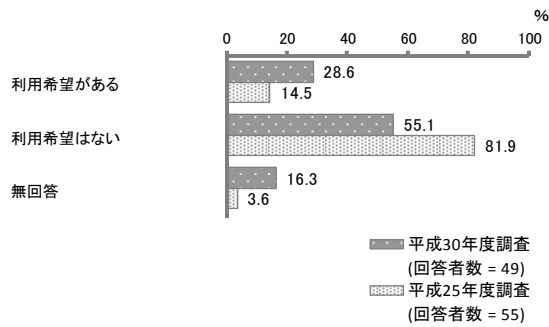
図表 38 土曜日の学童保育の利用意向
【小学生児童の保護者調査】



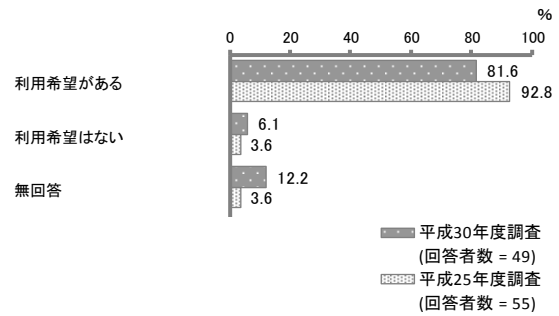
土曜日と日曜日・祝日、夏休み・冬休みなどの長期休暇中の学童保育の利用意向は、土曜日は、「利用希望がある」の割合が40.8%、日曜日・祝日の割合が28.6%、夏休み・冬休み等の割合が81.6%と、長期休暇中の利用希望が高い状況です。

平成25年度調査と比較すると、日曜日・祝日と長期休暇中の利用希望が増加しています。

図表 39 日曜日・祝日の学童保育
の利用意向
【小学生児童の保護者調査】



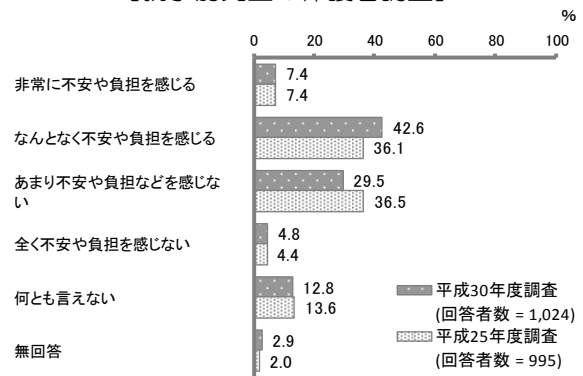
図表 40 夏休み・冬休みなどの長期休
暇中の学童保育の利用意向
【小学生児童の保護者調査】



《子育て全般について》

子育てをどのように感じる事が多いかについては、「非常に不安や負担を感じる (7.4%) 」と「なんとなく不安や負担を感じる (42.6%) 」を合わせると、不安や負担を感じている方が 50.0%で、半数となっており、平成 25 年度調査と比較すると、「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が増加しています。

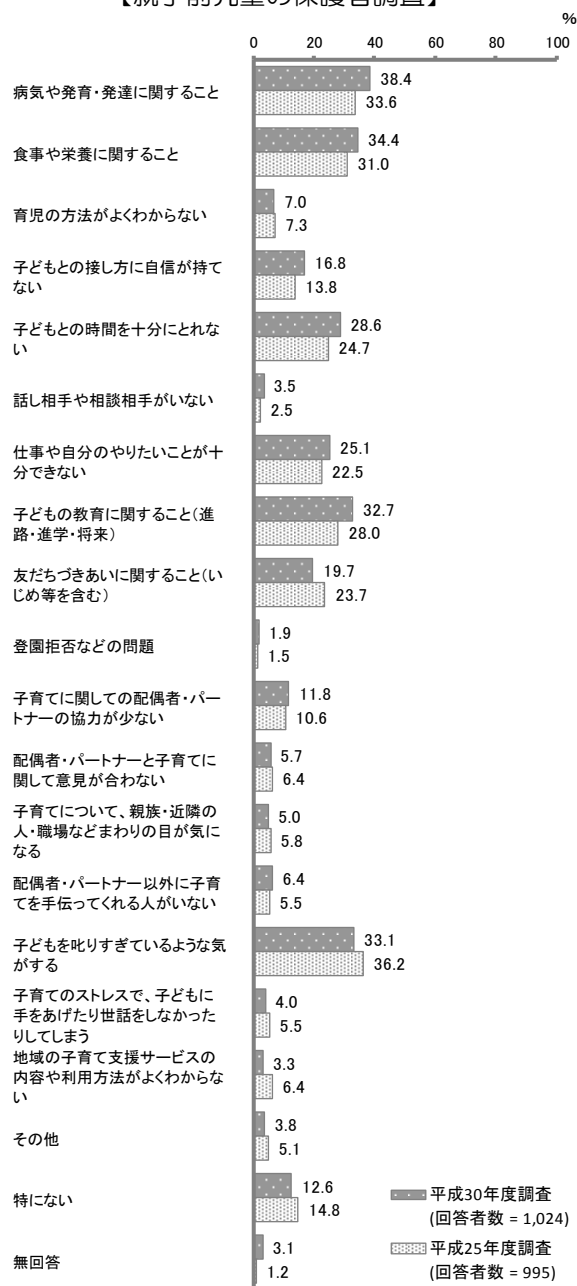
図表 41 子育てをどのように感じる事が多いか
【就学前児童の保護者調査】



子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることは、「病気や発育・発達に関すること」の割合が38.4%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が34.4%、「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が33.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」の割合が増加しています。

図表 42 子育てに関して日常的に悩んでいること、気になること
【就学前児童の保護者調査】

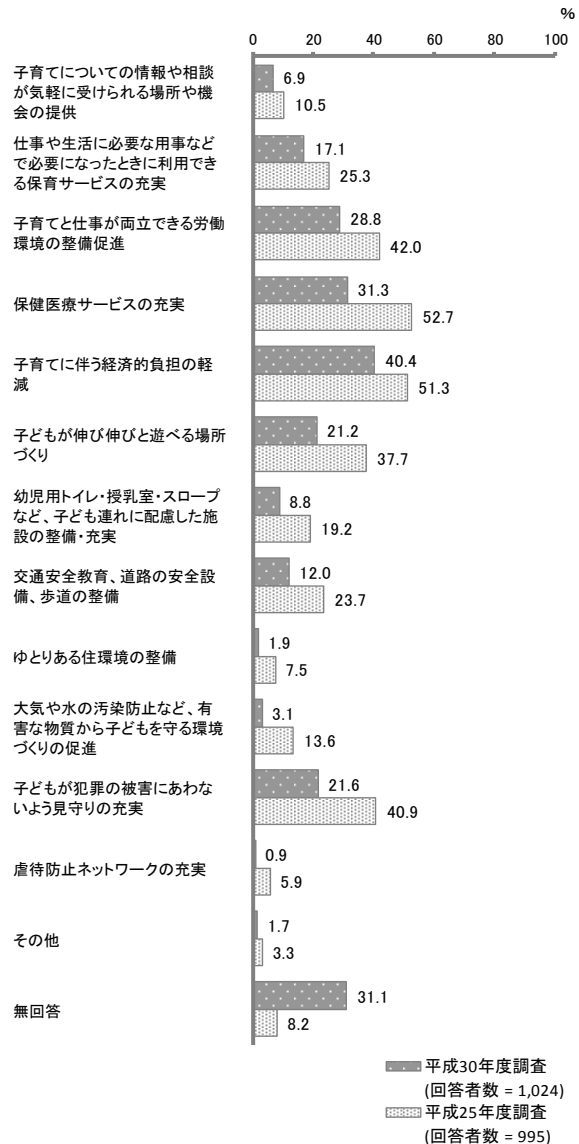


《子育てしやすい環境の整備のために、市・県・国に期待すること》

子育てしやすい環境の整備のために、市・県・国に期待することについては、「子育てに伴う経済的負担の軽減」の割合が40.4%と最も高く、次いで「保健医療サービスの充実」の割合が31.3%、「子育てと仕事が両立できる労働環境の整備促進」の割合が28.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕事や生活に必要な用事などで必要になったときに利用できる保育サービスの充実」「子育てと仕事が両立できる労働環境の整備促進」「保健医療サービスの充実」「子育てに伴う経済的負担の軽減」「子どもが伸び伸びと遊べる場所づくり」「幼児用トイレ・授乳室・スロープなど、子ども連れに配慮した施設の整備・充実」「交通安全教育、道路の安全設備、歩道の整備」「ゆとりある住環境の整備」「大気や水の汚染防止など、有害な物質から子どもを守る環境づくりの促進」「子どもが犯罪の被害にあわないよう見守りの充実」の割合が減少しています。

図表43 子育てしやすい環境の整備のために、市・県・国に期待すること【就学前児童の保護者調査】



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

- 本計画は、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して産み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をすべきか、それぞれの立場から考えるための基本方針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する具体的な目標を定めたものです。
- 子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。
- これらの考え方にに基づき、かつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図る観点から、平成22年3月に策定した「津島市次世代育成支援後期行動計画」及び平成27年3月に策定した「津島市子ども・子育て支援事業計画」を継承した次の基本理念を設定します。

【基本理念】

**安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、
子どもが健やかに育つまち 津島**

2 施策の基本的視点

- 目指すべき社会を実現するためには、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭に寄り添い、支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠です。
- このことを家庭と地域が再認識し、自らが主体的に子育てする力を養い、高めていくことが重要です。このため、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでいきます。
- 「共育」とは、家庭において夫婦等が協力して共に子育てすることであり、「協育」とは地域において地域の子どもと子育て家庭を地域市民が支え合い、協力して育てていくことを表したものです。
- すなわち、子どもを育てることは、親も地域も子どもと一緒に育っていくという側面もあると考えられます。

【施策の基本的視点】

1 家庭の共育力の向上

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、「家庭の共育力の向上」が不可欠です。

2 地域の協育力の向上

次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭に寄り添い、支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠です。

家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくり

3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

基本
理念

施策・課題

安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島

子ども・子育て 支援事業計画 (子ども・子育て 支援法)

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

母子保健計画 (健やか親子 21 第2次)

基本課題 A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基本課題 B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

基本課題 C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（令和2年～6年）の0～11歳について、過去5年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法」で推計を行いました。

図表 44 児童人口の推計（単位：人）

年齢		実績	推計					
		平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減(令和2～6年)
就学前 児童	0歳	337	335	324	313	302	291	-44
	1歳	349	351	342	331	320	309	-42
	2歳	372	345	351	342	331	320	-25
	3歳	416	358	354	360	351	339	-19
	4歳	419	379	356	352	358	349	-30
	5歳	429	415	379	356	352	358	-57
	小計	2,322	2,183	2,106	2,054	2,014	1,966	-217
小学生	6歳	450	422	417	381	357	354	-68
	7歳	530	432	423	418	382	357	-75
	8歳	534	450	431	422	417	381	-69
	9歳	545	529	450	431	422	417	-112
	10歳	562	536	531	452	432	424	-112
	11歳	578	549	538	533	454	434	-115
	小計	3,199	2,918	2,790	2,637	2,464	2,367	-551
合計		5,521	5,101	4,896	4,691	4,478	4,333	-768

年齢	実績	推計					
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減(令和2～6年)
0歳	337	335	324	313	302	291	-44
1～2歳	721	696	693	673	651	629	-67
3～5歳	1,264	1,152	1,089	1,068	1,061	1,046	-106
6～8歳	1,514	1,304	1,271	1,221	1,156	1,092	-212
9～11歳	1,685	1,614	1,519	1,416	1,308	1,275	-339

※平成30年実績は3月末日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動が

なく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

第4章 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本市は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度から6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、私立幼稚園等を対象とする子ども・子育て支援新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表45 家庭類型の分類方法

父親	母親		パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
母親不在		タイプA				
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプC	タイプE			
	64時間以上 120時間未満	タイプC'	タイプE'			
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF

図表46 家庭類型の分類結果 (単位：人)

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	71	8.6%	71	8.6%
タイプB	フルタイム × フルタイム	227	27.4%	257	31.0%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部)	162	19.6%	171	20.7%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	145	17.5%	221	26.7%
タイプD	専業主婦(夫) 家庭	218	26.3%	102	12.3%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間~120 時間の一部)	1	0.1%	1	0.1%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	2	0.2%	3	0.4%
タイプF	無業 × 無業	2	0.2%	2	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		828	100.0%	828	100.0%

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭(タイプC)で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間(1日8時間)の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市は下限時間を48時間と設定。

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

なお、放課後児童クラブ（学童保育）については、従来どおり、小学校区を基本単位として、必要な需給調整を図ります。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表47 平日日中の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	認定こども園及び保育園	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	認定こども園及び保育園、地域型保育事業	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

② 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。（実際は、市外の幼稚園の通園児が幼稚園通園児全体の42%弱を占めていますが、確保方策としては、市内幼稚園での収容可能人数で設定）。

なお、令和2年度末までに公立保育園1園が認定こども園へ移行します。

図表48 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	628人	594人	582人	579人	570人
1号認定	367人	347人	340人	338人	333人
2号認定教育ニーズ （保育の必要ありで 幼稚園希望）	261人	247人	242人	241人	237人
確保方策	870人	870人	765人	765人	765人
特定教育・保育施設	240人	240人	135人	135人	135人
確認を受けない幼稚園	630人	630人	630人	630人	630人

②-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表49 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	402人	380人	373人	370人	365人
確保方策	695人	695人	695人	695人	695人
特定教育・保育施設	695人	695人	695人	695人	695人
認可外保育施設	-	-	-	-	-

②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

本市においては待機児童は発生しておりませんが、ニーズに対し既存施設の定員枠では充足できないことから、既存施設の定員枠の見直しを図るなど、提供体制の確保に努めてまいります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等で対応してまいります。

図表50 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	199人	192人	186人	179人	173人
確保方策	52人	52人	52人	52人	52人
特定教育・保育施設	52人	52人	52人	52人	52人
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-

（1・2歳）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	374人	373人	362人	350人	338人
確保方策	338人	338人	338人	338人	338人
特定教育・保育施設	338人	338人	338人	338人	338人
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-

③ 0～2歳児童の保育利用率

0～2歳児童の保育利用率は、平成30年4月1日現在で30.4%（0～2歳人口1,058人のうち、0～2歳の保育園及び認定こども園在園児童322人）となっており、国から示された基本指針等に従って、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表51 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、%〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口（0～2歳）	1,031人	1,017人	986人	953人	920人
保育園在園児童数 （量の見込み）	573人	565人	548人	529人	511人
保育利用率	55.6%	55.5%	55.5%	55.5%	55.5%

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表52 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業(延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、4～6年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～5歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5歳(幼稚園)
		保育園その他の場所での一時預かり	0～5歳
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～3年生
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5歳、1～3年生、4～6年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5歳、1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。確保方策等は、既存の保育園における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表53 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	259人	250人	244人	239人	233人
確保方策	259人	250人	244人	239人	233人

②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても労働等により保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策等は、令和6年度の量の見込みを踏まえて、本市においては、現在待機児童は発生しておりませんが、令和2年度からのニーズに対し、既存施設の定員枠では充足できないため、今後、小学校の余裕教室等の発生状況に応じて、学校施設の活用を検討していきます。

図表54 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	854人	820人	777人	727人	697人
小学1～3年生(6～8歳)	454人	443人	426人	403人	381人
小学4～6年生(9～11歳)	400人	377人	351人	324人	316人
確保方策	570人	570人	570人	570人	570人
小学1～3年生(6～8歳)	348人	348人	348人	348人	348人
小学4～6年生(9～11歳)	222人	222人	222人	222人	222人

②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

確保方策等は、2歳未満は1施設、2歳以上は2施設において対応します。

図表55 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28人日	27人日	26人日	24人日	23人日
確保方策	28人日	27人日	26人日	24人日	23人日

②-4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策等は、西地区、東地区の2か所の子育て支援センターでの確保を想定します。

図表56 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）〈単位：人回/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19,769人回	19,500人回	18,906人回	18,273人回	17,640人回
確保方策	19,769人回	19,500人回	18,906人回	18,273人回	17,640人回

②-5 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

確保方策等は、市内幼稚園在園児の利用実績を踏まえ、既存の受け入れ体制で量の見込みの確保を図ります。

図表57 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	63,177 人日	59,722 人日	58,571 人日	58,187 人日	57,364 人日
1号認定による利用	1,057 人日	999 人日	980 人日	973 人日	959 人日
2号認定による利用	62,121 人日	58,724 人日	57,591 人日	57,214 人日	56,405 人日
確保方策	63,177 人日	59,722 人日	58,571 人日	58,187 人日	57,364 人日

イ 保育園その他の場所での一時預かり（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等は、既存の保育園及び認定こども園における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表58 保育園その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,589 人日	10,236 人日	9,978 人日	9,771 人日	9,529 人日
確保方策	10,589 人日	10,236 人日	9,978 人日	9,771 人日	9,529 人日
一時預かり事業	10,589 人日	10,236 人日	9,978 人日	9,771 人日	9,529 人日
子育て援助活動支援事業	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業	-	-	-	-	-

②-6 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等は、事業を実施している神島田保育園で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表59 病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,990 人日	1,919 人日	1,870 人日	1,831 人日	1,786 人日
確保方策	1,990 人日	1,919 人日	1,870 人日	1,831 人日	1,786 人日
病児保育事業	1,990 人日	1,919 人日	1,870 人日	1,831 人日	1,786 人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	-	-	-	-	-

②-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策等は、既存の受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表60 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,170 人日	1,140 人日	1,095 人日	1,037 人日	979 人日
確保方策	1,170 人日	1,140 人日	1,095 人日	1,037 人日	979 人日

②-8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

確保方策等は、2か所（西地区・東地区子育て支援センター）で基本型を実施しています。また、総合保健福祉センターで母子保健型を実施しています。

図表61 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※

②-9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（赤ちゃん訪問員や助産師、保健師による訪問）での実施を図ります。

図表62 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		453人	438人	423人	408人	395人
確保方策	実施体制	23人	23人	23人	23人	23人
	実施機関	津島市	津島市	津島市	津島市	津島市
	委託団体	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等

※見込みは各年度0歳児の推計人口としています。

②-10 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（保健師等による訪問）での実施を図ります。

図表63 養育支援訪問事業〈単位：人〉

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		作成中				
確保方策	実施体制	5人	5人	5人	5人	5人
	実施機関	津島市	津島市	津島市	津島市	津島市
	委託団体	-	-	-	-	-

②-11 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策等は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

図表64 妊婦健康診査〈単位：人〉

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		469 (6,566)	454 (6,356)	438 (6,132)	423 (5,922)	409 (5,726)
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	医師会基準	医師会基準	医師会基準	医師会基準	医師会基準
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

※（ ）内は、公費負担回数14回を人数に乗じて算出

②-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来るとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

確保方策等は、当該事業の予算確保を図り、量の見込みのすべての確保を図ります。

図表65 実費徴収に係る補足給付を行う事業〈単位：人日/年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,404 人日	1,404 人日	1,404 人日	1,404 人日	1,404 人日
食事の提供	1,320 人日	1,320 人日	1,320 人日	1,320 人日	1,320 人日
日用品等購入費用	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日
確保方策	1,404 人日	1,404 人日	1,404 人日	1,404 人日	1,404 人日

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、幼稚園や保育園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

認定こども園においては、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができる施設として、整備を検討してまいります。

また、幼稚園や保育園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第5章 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

近年、女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれています。本市においても、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を踏まえ、計画的な整備について取り組んでいきます。

市内全8小学校で開設している放課後子ども教室については、児童が放課後に安心・安全に過ごすことができ、なおかつさまざまな体験・活動ができる場所として、開設以降申込者が増加傾向にあり、定員枠の拡大などに努めていますが、キャンセル待ちの児童がいる状況です。

今後も、余裕教室の一時的利用等による活動場所の確保及び、地域と学校が連携し地域住民の参画を得てコーディネーターや推進員の確保に努めていきます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室に参加するすべての児童が放課後子ども教室の共通プログラムに参加できる一体型（※1）及び連携型（※2）の運営形態を条件が整う教室から取り入れながら、互いに連携をして取り組んでいきます。

さらに、学校や家庭、放課後児童クラブとの密接な連携を図り、児童一人ひとりの放課後のニーズに対応していきます。

- ※1 一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。
- ※2 連携型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方の活動場所が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室の共通プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるものをいう。

1 計画策定の趣旨

本市は、平成28年4月1日に制定した「津島市子ども条例」に掲げる子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（以下、「津島市子ども条例推進計画」という。）を策定しました。

「津島市子ども条例推進計画」は、「津島市子ども条例」の第4章子どもに関する施策について、市が行う具体的な施策を定めています。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 子どもの育成についての推進体制

本市では、「津島市子ども条例」や「津島市子ども条例推進計画」に掲げる施策の実施状況や子どもの権利の保障の状況について、様々な立場の方から意見を聞くため、「津島市子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）を設置しました。

「会議」は、保護者、学校等関係者、地域住民等それぞれの代表に参加いただき、「津島市子ども条例推進計画」の具体的な施策の進捗状況や、「津島市子ども・子育て支援事業計画」の計画内容の点検・評価を行います。

子どもに関する施策等をより充実した内容にするため、「会議」を毎年開催し、「会議」での検討内容については、ホームページ等で公表します。

また、子どもや子育て施策に関する分野別の会議等を引き続き行い、必要に応じて「津島市子ども・子育て会議」に報告します。

3 子どもに関する施策

(1) 子育ての支援

1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり

①中央児童館の活用

中央児童館は、児童健全育成の拠点として重要な施設です。中央児童館の整備も含め、児童健全育成の拠点として、より活用します。

②放課後子ども教室の充実

地域住民等の参画を得て、子どもたちがスポーツ、文化活動等で交流する安心安全な放課後の活動拠点（居場所）を確保します。市内全小学校区において実施し、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を進めます。

③放課後児童クラブの充実

児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置しています。引き続き全小学校区に設置します。

今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ります。

④長期休暇期間の小学生の居場所の提供

長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供します。

⑤学校体育施設の開放

市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツ活動の拠点として、子どもが休日や夜間にスポーツに親しむ機会を継続して提供します。

⑥図書館の活用

子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施します。

⑦ふくししくん広場の充実

親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供や、親同士等のネットワーク作りのために、津島市社会福祉協議会が開催する「ふくししくん広場」について支援します。

(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

①学校等における支援

①豊かな心の育成

子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く教育活動の充実を図ります。

②適応指導教室の充実

様々な要因により、登校できない状態にある児童生徒及びその保護者を対象として、相談、助言、指導を行い、児童生徒の学校復帰を支援します。

③健やかな体の育成

子どもの体力の増進が望まれる中、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、地域のスポーツ活動を充実します。

④地域の人材の活用

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力を身に付けさせるために、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材を活用して学校教育の充実を図ります。

⑤外国語指導助手（ALT）の活用

ALTの市内全小中学校への派遣を継続します。

⑥地域に根ざした学校づくり

学校評議員体制の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした学校づくりを進めます。

⑦福祉実践教室等の福祉教育の充実

児童・生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がい者の日常生活に根ざした体験学習に取り組むなど、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育の充実に努めます。

②地域における支援

①異年齢世代交流の機会の提供

保育所や幼稚園及び学校において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行います。

②地域のスポーツ活動の支援

地域住民等が自主的・主体的に運営する総合型スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、親子が気軽に参加でき、地域やクラブ仲間と交流できる場を提供していきます。

③親子で一緒に体験できるイベントの実施

子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供するため、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル！等を実施します。

④郷土への愛着や誇りを育む学習や体験、交流の推進

郷土の歴史や文化に触れる多様な機会を創出し、その魅力や価値への理解を深め郷土への愛着と誇りを醸成します。

⑤多文化共生の推進

国際的な相互理解と信頼を深め、将来を担う人としてふさわしい国際感覚を身につけることを目的に、姉妹都市である米国カリフォルニア州ハーキュリーズ市への派遣・受入事業を行います。

また、津島市国際交流協会等が開催する外国籍の小中学生の日本語教室について支援します。

③障がい児等施策の充実

①障がい児保育の促進

保育所及び幼稚園と障がい児通所施設との連携をいっそう深め、保育所等の受け入れ体制を改善しながら、すべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進めます。

また、保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合の保護者負担の軽減について、検討します。

②特別児童扶養手当の支給

重度・中度の障がいを持つ児童（20歳未満）を監護している方への手当支給について、今後も継続して実施します。

③障がい者医療費の支給

障がいがある児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。

④特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施します。

⑤小児慢性特定疾病児童等医療費の支給

小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。

⑥未熟児養育医療費の給付

医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の給付を今後も継続して実施します。

(2) 子育て家庭の支援

1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。

①子育て支援サービス

① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対し、切れ目のない支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター事業」を総合保健福祉センターで実施しています。また、妊娠届出の窓口を一つに集約することにより、保健師が聞き取り等を行い、早期の支援につなげていきます。

②地域子育て支援センターの充実

子育て支援センターは、親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供を行う拠点として、事業内容の充実を図ります。

③子育て支援サービスの情報提供の充実

子育て世代を対象に、利用者の状況に応じ、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービス情報を発信し、利用者の利便性を高めた子育て支援情報を幅広く提供するためのアプリ及びウェブサイトを構築し、積極的な情報提供に努めます。

子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報などをホームページや情報誌で積極的に配信し、行政・地域・家庭で連携して子育てを担うように啓発します。

パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実とわかりやすい情報提供を図ります。

④切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

妊婦とその家族に産後の不安解消のため、産後の生活についての具体的なイメージを持ってもらい、地域の子育て支援サービスとのつながりを、妊娠期から大切にします。

また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。

⑤子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子育て世代包括支援センター事業を実施し、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。また、他機関との顔の見えるつながりを大切にしながら、地域の子育て支援サービスとも連携し、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。

⑥子育てサークルの育成

各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。

⑦子育てサロンの開催

地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催します。

⑧園開放の継続

子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・幼稚園の園庭、園舎を開放します。

⑨延長保育の実施

平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育をすべての園で実施します。

⑩公立・民間保育所での一時預かりの継続

公立・民間保育所で実施している一時預かりサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減します。

⑪病児・病後児保育の充実

民間保育所で実施している病児・病後児保育事業の内容の見直しを図り、より利用しやすいサービスを提供してまいります。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりとの連携を検討します。

⑫休日保育の継続

民間保育所で実施している休日保育事業を、今後も継続していきます。

⑬児童養護施設等の短期利用

緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育します。今後も3施設への委託を継続していきます。

⑭家庭教育学級の推進

小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供しており、今後も実施の支援をします。

⑮小学校区家庭教育の推進

家庭教育推進地区の指定を行い、各地区の家庭教育の推進強化を行います。

⑯親子ロードショーの開催

夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を継続して開催します。

⑰親子でふれあう科学教室の開催

天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作、企画展を開催します。

②経済的支援

①ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭や貧困家庭の子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等について検討してまいります。

② 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的に、児童手当法に基づき手当を支給します。

③ 子ども医療費の支給

子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。（中学校卒業後については所得制限あり）

④保育料の一部免除

大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除のため、市内の家庭の実態の把握や他市の状況を調査・研究してきました。今後も適正な保育料、免除の基準を検討してまいります。

⑤幼稚園就園奨励費の支給

幼児教育の充実のため、誰でも幼児教育が受けられるように幼稚園就園奨励費を支給します。

⑥就学援助費の支給

小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行います。

⑦遺児手当の支給

制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「津島市遺児手当支給条例」（昭和49年条例第9号）に基づいて、遺児手当を今後も継続して支給します。

⑧児童扶養手当の支給

制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「児童扶養手当法」（昭和36年法律第238号）に基づいて、児童扶養手当を今後も継続して支給します。

⑨未婚のひとり親家庭の支援

未婚のひとり親家庭の子育てを支援するため、保育料等の対象事業において、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして、利用料等の算定を行います。

⑩母子・父子家庭医療費の支給

母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。

⑪母子家庭自立支援のための給付金の支給

制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金の支給を行っていきます。

2. 本市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。

①仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供

男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等関係法令について、広報・PRを一層充実して周知を図ります。

②男女共同参画意識の啓発

性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーや男性を対象とした料理教室の開催など、様々な方法により、啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供します。

③ファミリー・サポートの充実

ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなど事業内容の充実を進め、より一層の周知を図ります。

④雇用情報の提供

ハローワーク等関係機関と連携して、雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからハローワークへのリンクを充実します。

3. 本市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行います。

①妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

妊娠期からの虐待予防の取り組みとして、妊娠届出時のアンケートの活用、医療機関や関係機関と連携し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう努めます。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。

②乳児家庭全戸訪問の実施

生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師や主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供養育環境の把握等を行います。

(3) 子どもの安全・安心を保障する取組

1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行います。

①防犯教育の促進

学校等において防犯教室、講話等を実施します。

②交通安全教育の推進

学校等において、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。

③防犯カメラの整備

安全で安心できるまちにするため、町内会等に防犯カメラの設置補助を行います。

④「子ども110番の家」の充実

子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」について、各小学校において通学路点検を行い、未整備場所における設置について依頼していきます。

⑤チャイルドシートの正しい使用の徹底

広報紙において掲載するとともに、街頭にてサイン板をかかげ交通安全広報を実施します。

⑥地域安全広報活動の推進

地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーンの実施を支援します。

⑦パトロール活動の推進

ボランティア団体等による防犯パトロールの実施を支援します。

⑧各種街頭啓発活動の推進

青少年の非行・被害防止や健全育成を図るため、県や関係機関と協調・連携しながら実施します。

⑨防火思想の普及啓発活動の推進

保育所、幼稚園において、花火指導や消防教室等を実施します。

⑩防災教育の推進

保育所、学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施します。また、中学校一年生を対象に、防火・防災の講座を実施し、自助・共助の重要性を学んでもらい、災害時には率先して行動できるよう育成します。

2. 本市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行います。

①学校施設の整備

子どもが安全に安心して生活できるよう、学校施設の維持管理に努めます。

②公園の整備維持管理

市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、必要に応じた新たな整備や適切な維持管理に努めます。

③道路の整備維持管理

歩行者の安全確保のため、道路や歩道の整備及び舗装の補修等を行います。

(4) 子どもの参画の推進

1. 子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めます。

①つしま子ども会議の開催

子どもたちが主体的に参加できる「つしま子ども会議」を開催し、子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場を提供します。

②子どもの意見の尊重

子育てイベント等の子どもに関する施策や将来の計画の策定について、アンケート等で意見を求めるときには、大人の意見とともに、子どものアンケートの実施を検討します。

(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等

1. 本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。

①家庭訪問による早期発見

関係機関と連携を取りながら、要支援家庭の把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「命の大切さ」での啓発内容の充実に努めます。

児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。

③虐待を防ぐための各種知識の普及啓発

各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。

④育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実

育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。

⑤障がい児等の相談体制の充実

医療や療育などの支援を推進するため、保健師・家庭児童相談員等、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）及び「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障がいがある児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。

⑥ひとり親家庭等の相談体制の充実

母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行っていきます。

2. 本市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めます。

①児童虐待の早期発見・早期対応のための体制づくり

関係機関との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

②相談体制、ネットワークの強化

児童相談所や保健所等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めます。

(6) 虐待、体罰、いじめ等の救済等

1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。

①ネットワークの強化

発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うために、ネットワーク会議やサポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報共有、役割分担を確認して、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

2. 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見した時は、直ちに市又は関係機関に通報します。

①学校での相談体制の充実

教員による教育相談を行うと同時にスクールカウンセラーとの連携を図ります。

②スクールカウンセラーの配置

全中学校（各校1名）及び全小学校（2名で8校）にスクールカウンセラーを配置します。

第7章 母子保健計画（健やか親子21第2次）

本市は、平成22年3月に策定した「津島市次世代育成支援後期行動計画（平成22年度～26年度）」において、基本目標の1つに“親と子の健康支援”を掲げ、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進に向けて、『子どもや母親の健康の確保』、『思春期保健対策の充実』、『小児医療の充実』の3つの施策を推進してきました。

今回、本市が子ども・子育て推進法に基づく「津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、母子保健についても乳幼児期の子ども・子育てを支える基盤として捉え、「母子保健計画（健やか親子21第2次）」を一体として策定するものです。

なお、国の「健やか親子21」（平成13年～26年）は、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンとして、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画であり、平成26年3月には、平成27年度から始まる「健やか親子21（第2次）」が取りまとめられました。

本市の母子保健計画については、国の「健やか親子21（第2次）」の基本的な考え方に従って策定するものであり、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、3つの基盤課題と2つの重点課題に基づき、今後5年間における市の方針と施策及び指標等を設定します。

国の健やか親子 21（第2次）を踏まえた、3つの基盤課題と2つの重点課題

課題		概要
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す必要があります。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す必要があります。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す必要があります。 具体的には、国や県、市による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にあるさまざまな資源（NPOや民間団体等）との連携や役割分担の明確化が挙げられます。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信するさまざまな育てにくさ（※）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実に図ることを重点課題の1つとします。 （※）育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含みます。育てにくさの概念は広く、一部には発達障がい等が原因となっている場合があります。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生子予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから、重点課題の1つとします。

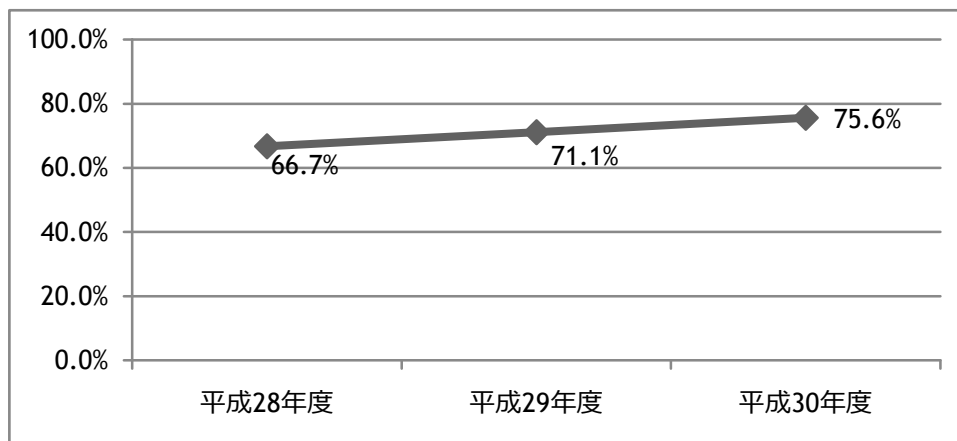
【ポイント】

- ① 地域における切れ目ない妊娠・出産を支援するための取り組み
- ② 低出生体重児の要因を改善するための女性の健康管理への取り組み
- ③ 幼児のむし歯予防のための健康行動の推進

(1) 本市の現状

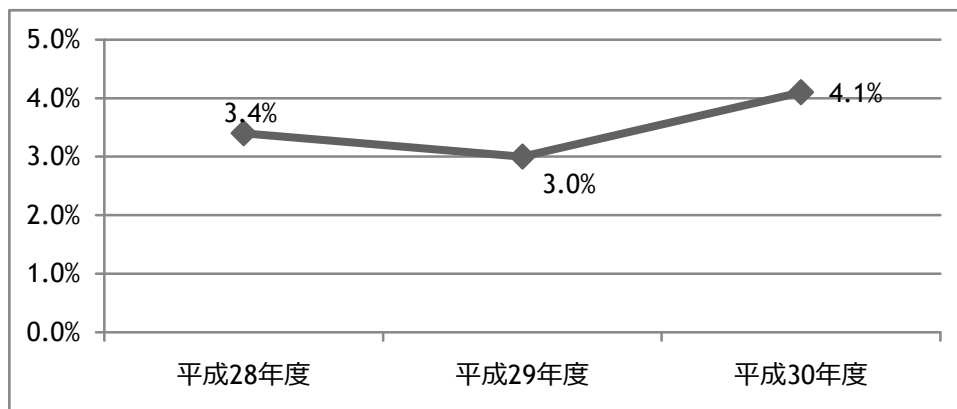
- ① 平成 29 年度より、子育て世代包括支援センター事業が始まりました。保健師等の専門職が全数面接を行い、妊娠届出時からの支援を始めます。
- ② 産婦健康診査の助成と産後ケアが平成 30 年 7 月から始まりました。産婦健康診査で産婦の心身の状況を確認します。これにより、医療機関と連携することで育児不安や産後うつ等支援が必要な方に産後ケアなどの支援を提供します。
- ③ 妊娠から出産までの経過に満足している者の割合は 75.6%であり、年々上昇傾向にあります。

図表2 妊娠・出産について満足している者の割合



- ④ 妊婦の喫煙率は 4.1%で前年度より上昇しておりますが、経年的には横ばいで推移しています。

図表3 妊婦の喫煙率



- ⑤ 低体重児の割合は前年度より増加しています。平成 29 年の低体重児の

割合は 11.8%です。

- ⑥ 妊産婦歯科健康診査の妊婦の受診率は 7.1%と経年的に減少傾向です。
- ⑦ むし歯のない 3 歳児の割合は、91.3%であり、国の目標値 85.0%より高い状況であり、経年的に年々上昇傾向です。
- ⑧ 3 歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児の割合は 74.2%であり、平成 26 年度の 80.4%から減少しています。
- ⑨ 甘いおやつや飲み物を 1 日 3 回以上食べる習慣のある 3 歳児の割合は 18.3%であり、平成 26 年度の 13.4%より増加しています。
- ⑩ 仕上げみがきをする親の割合は、1 歳 6 か月児健康診査 69.6%、3 歳児健康診査 86.1%です。

(2) 本市の課題

- ① 子育て世代包括支援センター事業を継続し、切れ目ない支援体制を整備することが求められています。
- ② 全出生児数中の低出生体重児の割合が増加傾向にあり、その要因（若い女性のやせ、喫煙）を持つ者の割合も増加しています。
- ③ むし歯のない 3 歳児の割合は増加し、改善されているものの、むし歯予防のための健康行動として、フッ化物塗布の実施、甘いものを食べる習慣について改善が見られません。

(3) 施策の方針

- ① 子育て世代包括支援センター事業を継続し、保健師等が妊婦の全数と面接を行い、心身の不調や育児不安などのある妊婦を早期に把握し、切れ目ない支援を行うことが必要です。
- ② 産後うつの対策の 1 つとして、ライフステージの早期から自己肯定感を高め、安心して妊娠・出産に取り組めるよう予防的に支援することが必要です。
- ③ 思春期から妊娠・出産に関する正確な知識を身につけるとともに、生活習慣の見直しを図っていくことが必要です。
- ④ 子どものむし歯予防について、引き続き乳幼児期からの正しい知識の普及啓発が必要です。

(4) 施策の内容

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業を継続し、母子保健や育児に関する相談に対応します。また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。

- ① 妊娠届出から支援の必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を図りながら、安全な出産、育児のために地域における切れ目ない支援を行います。
- ② すべての妊婦が、安全に妊娠・出産できるように、妊産婦健康診査や歯科健康診査の受診を勧奨し、妊産婦の健康管理に努めます。
- ③ 産婦健康診査の受診状況等から、産後に支援の必要な家庭を把握し、産後ケアや家庭訪問などの支援につなげます。
- ④ 母子健康手帳交付時や妊婦教室等において、妊娠・出産についての正しい知識（妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒、口腔衛生の保持等）の普及啓発を行います。
- ⑤ 低出生体重児の要因である、若い女性のやせや喫煙などについて、思春期から妊娠・出産に関する正確な知識を身につけるとともに、生活習慣の見直しを図る健康教育を行います。
- ⑥ 乳幼児健康診査や各種教室等にて、子どものむし歯予防について正しい知識の普及啓発を行います。

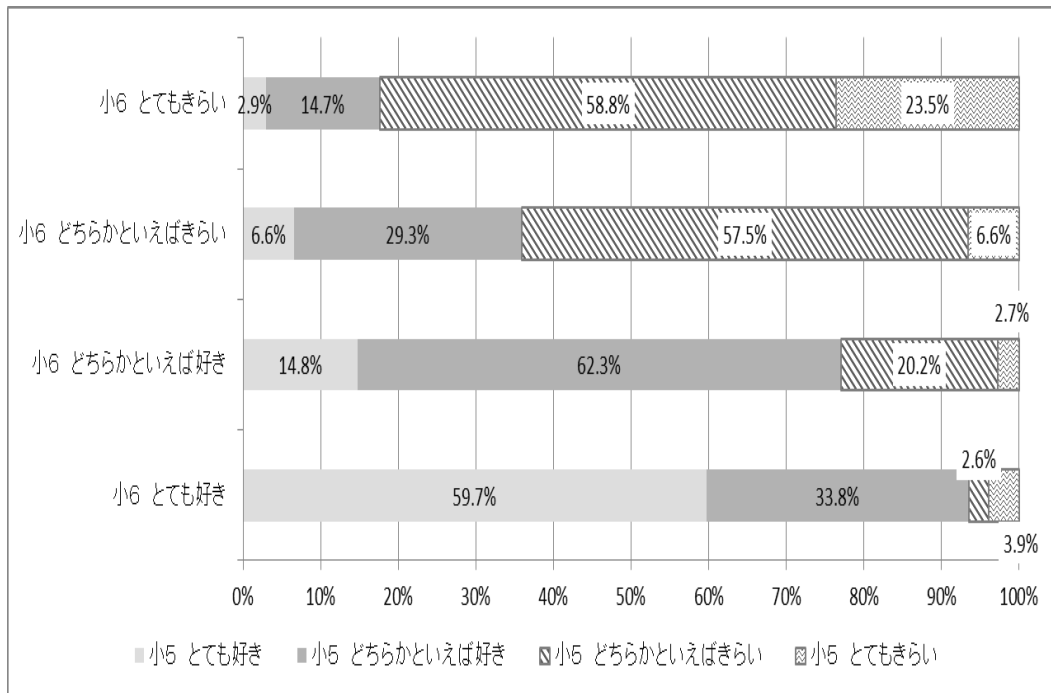
【ポイント】

- ① 自己肯定感を高める支援
- ② やせ傾向児への支援
- ③ 学校保健との連携

(1) 本市の現状

- ① 思春期教育で実施したアンケートより、自分のことを「とても好き」と答えた生徒の割合は、小学5年生で 18.3%、中学2年生では 12.1%でした。
- ② また、小学6年生で自分のことが「とても好き」、「どちらかといえば好き」と回答した者は、小学校5年生でも「とても好き」、「どちらかといえば好き」と回答した者が多くなっています。また、小学6年生で自分のことが「とてもきれい」、「どちらかといえばきれい」と回答した者は、小学5年生でも「とてもきれい」、「どちらかといえばきれい」と回答した者が多くなっています。

図表4 自分のことが好きな者の割合 小学5年生から小学6年生の追跡調査



- ③ 小学6年生、小学5年生に実施したアンケートより、自分のことが「きれい」、「どちらかといえばきれい」と回答した者は就寝時間が遅い傾向にあります。
- ④ 小学5年生の 11%に朝食の欠食があります。朝食の内容もパンなどの主食のみなど偏りがみられます。
- ⑤ 児童、生徒における痩身傾向児の割合は、小学5年生男子 1.5%、女子 2.5%、中学2年生男子 1.4%、女子 5.6%です。児童、生徒における肥満児の割合は、小学5年生男子 12.5%、女子 9.1%、中学2年生男子 10.2%、女子 8.7%です。

- ⑥ 歯肉に炎症がある10代については、低い割合で推移しています。
- ⑦ 市内8小学校、4中学校と連携し、生活習慣やたばこ、命の大切さなどの健康教育を実施しています。

(2) 本市の課題

- ① 小学校5年生での自己肯定感が低い者は、6年生でも自己肯定感は低い傾向がみられました。また、自己肯定感が低い者は就寝時間も遅い傾向にあります。
- ② 朝食を欠食する者がいます。また、食事の内容に偏りがあります。
- ③ 中学2年生女子で痩身傾向が多くみられました。肥満児の傾向は、小学5年生でやや増加しており、国の水準よりもやや高くなっています。

(3) 施策の方針

- ① 子どもの心身の健康に影響をあたえる生活習慣に対して、乳幼児期から啓発をすすめ、子どもが健康行動を身につけ、自分自身のことを前向きに考えていける支援が必要です。
- ② 自己肯定感の低さにより不健康なやせ、妊娠、育児に対する自信のなさなど次のライフステージに影響を及ぼすため、自己肯定感を高める支援を乳幼児期の早期から取り組むことが必要です。
- ③ 子どもの心身の健康の保持・増進に当たり、学校等の関係機関と連携し、支援し続けていくことが必要です。

(4) 施策の内容

児童生徒の自己肯定感を高める取り組みとして、生活習慣の大切さを伝えます。乳幼児健康診査や思春期教育で生活習慣や命の大切さについての啓発内容の充実に努めます。児童生徒が抱える健康課題について、学校等の関係機関と共有できる体制づくりを整備します。

- ① 乳幼児期から自己肯定感を育めるよう、愛着や親子関係、生活習慣等について、乳幼児健康診査や各種教室等で啓発を行います。
- ② 望ましい生活習慣、食生活、適正体重等について啓発を行い、子どもの心身の健康の保持・増進のための教育を実施します。
- ③ 児童の朝食の欠食、生活習慣については、家族の朝食の欠食や心身の健康問題など家庭の要因も影響していることがあり、児童への啓発と教育にとどまらず、家庭への支援も行います。
- ④ 従来命の大切さの思春期健康教育に加えて、性に対する正しい知識啓発や次のライフステージをイメージできるような健康教育の内容を学校等の関係機関と連携しながら検討をします。
- ⑤ 母子保健計画等で把握した地域の課題について、養護部会等に情報提供を行い、地域と学校とが課題を共有し、施策について検討できる場を設けます。

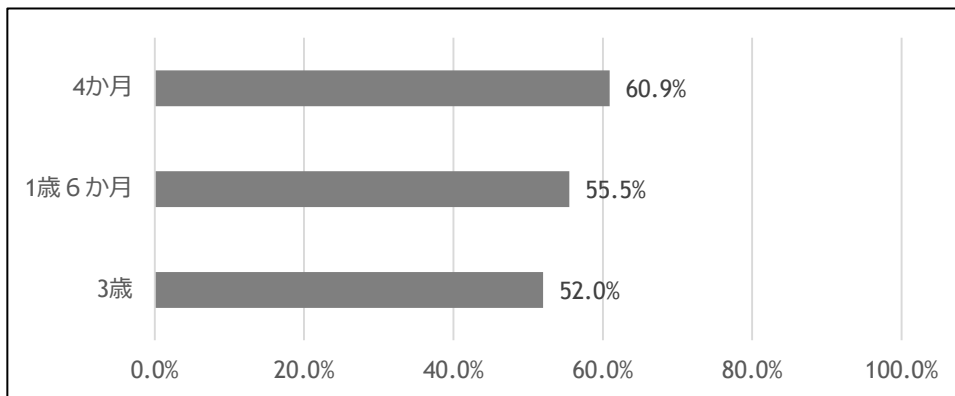
【ポイント】

- ① 妊娠期の環境整備
- ② 妊娠から育児までの支援を身近に受けられる地域とのつながり
- ③ 家庭での事故防止対策の啓発

(1) 本市の現状

- ① 妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合は 87.2%です。国の目標値より低くなっています。
- ② マタニティマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合は 76.6%です。国の目標値より高くなっています。
- ③ 積極的に育児をしている父親の割合は、4か月児健康診査 60.9%、1歳6か月児健康診査 55.5%、3歳児健康診査 52.0%です。

図表5 積極的に育児をしている父親の割合



- ④ 妊娠届出時のアンケートより困ったときに助けてくれる人のいる妊婦の割合は、99.0%です。妊娠届出時に「困っていること、悩んでいること、不安がある」と回答した者は 34.6%です。
- ⑤ 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないように工夫した家庭の割合は、1歳6か月児健康診査 49.7%です。

(2) 本市の課題

- ① 妊娠期の環境、特に就労妊婦の環境を整える支援が必要です。
- ② 支援者がいても妊娠届出時に不安等がある妊婦が約3割います。
- ③ 乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを自分で開けることができないように工夫した家庭の割合は、平成26年度より高くなっていますが、まだ半数に満たない状況です。

(3) 施策の方針

- ① 妊娠期より孤立した育児にならず、育児負担を家庭や社会で分担し合う環境整備が必要です。

- ② 地域の中で育児支援を身近に受けられるよう、人と人をつなぐ支援を意識し、安心して子育てができる地域づくりが必要です。
- ③ 家庭での事故防止対策の啓発を引き続き進める必要があります。

(4) 施策の内容

子育て世代包括支援センター事業を継続し、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。また、他機関との顔のみえるつながりを大切にしながら、地域の子育て支援サービスとも連携し、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。

- ① 妊娠届出時や乳幼児健康診査において、妊娠・出産・育児に必要な情報提供を実施します。親子のふれあいや遊びの提供を通して育児支援となるような、支援センター、育児サークル、地域で活動している子育て支援ボランティア等の担当者と連携して、子育てのイメージができるような働きかけをしていきます。
- ② 医療機関や乳児全戸訪問事業等と連携し、支援の必要な家庭に対して、適切な支援を行い、孤立した育児にならないように支援を行います。
- ③ 家族等から十分な支援が受けられない方が、安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう、産後ケア事業等、地域における妊娠・出産・育児支援体制を強化します。
- ④ 妊娠期より、親子同士の交流や相談などの場を設けます。
- ⑤ 父親の育児参加を促す教室を開催します。
- ⑥ 地域の広報誌での育児コラムを掲載し、家族で協力して育児を行える、またコミュニティ全体で子育て世代を応援できるような情報提供をします。
- ⑦ 母子健康手帳交付時に、就労している妊婦に対する制度や母性健康管理指導事項連絡カードについて情報提供をします。
- ⑧ 妊娠期や乳幼児健康診査において、事故防止対策について正しい知識の普及啓発を行います。

重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

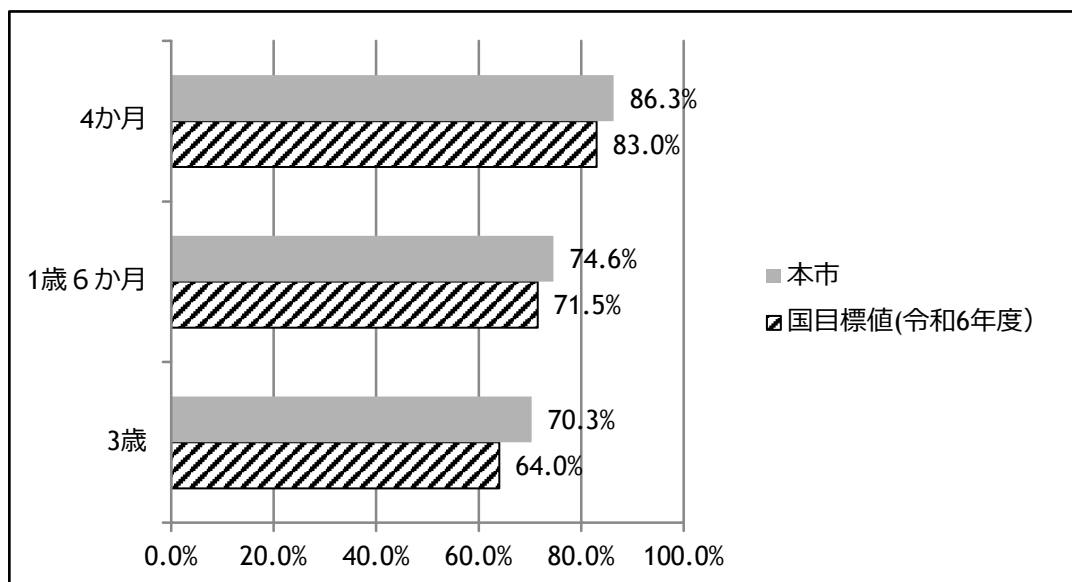
【ポイント】

- ① 育てにくさを感じる親への支援
- ② 育児に自信がないと感じる親への支援
- ③ 発達に特性をもつ児への支援

(1) 本市の現状

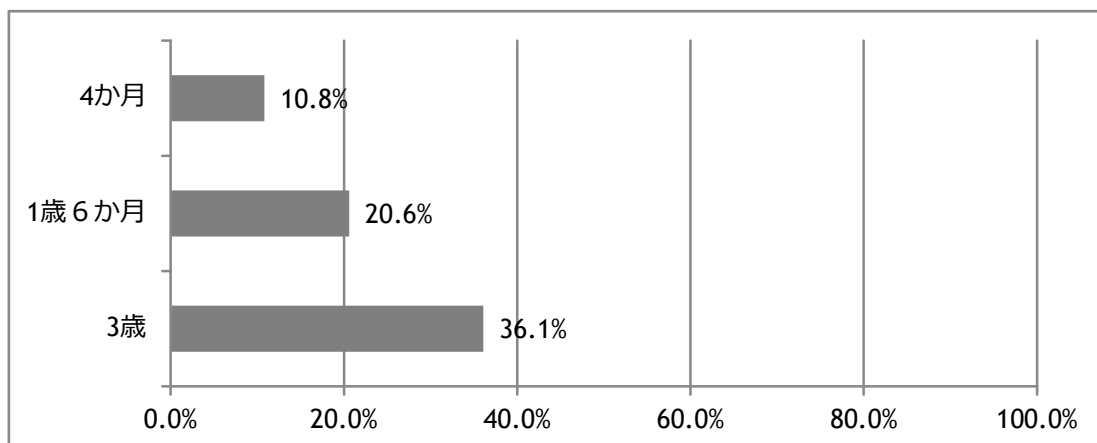
- ① ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合は、4か月児健康診査 86.3%、1歳6か月児健康診査 74.6%、3歳児健康診査 70.3%です。子どもの成長と共にゆったりとした気分で過ごせる時間があると感じる率は下がっています。国の目標値と比較すると、すべての健康診査で目標値を上回っています。

図表6 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合の国との比較

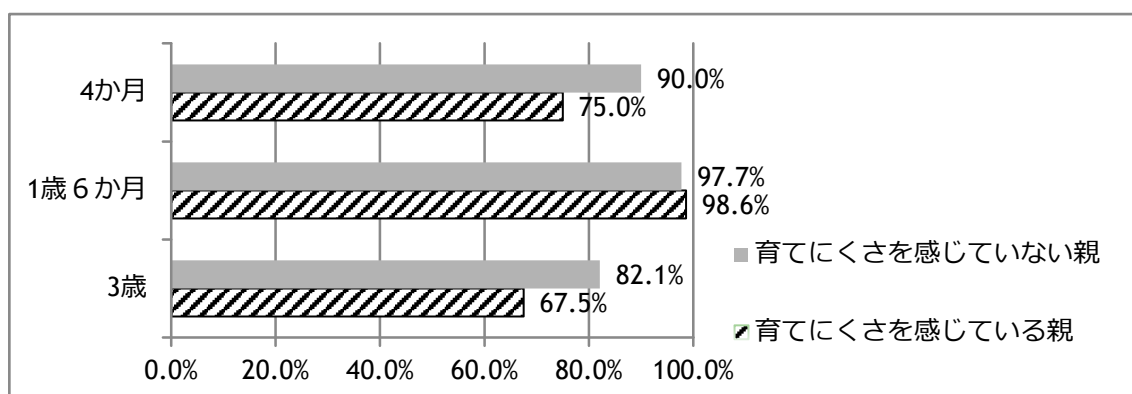


- ② 子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合は、4か月児健康診査 89.9%、1歳6か月児健康診査 98.2%、3歳児健康診査 78.0%です。
- ③ 育てにくさを感じる親の割合は、4か月児健康診査 10.8%、1歳6か月児健康診査 20.6%、3歳児健康診査 36.1%です。子どもの成長と共に育てにくさを感じる親の割合が増えています。育てにくさを感じる親の方が、育てにくさを感じていない親に比べて、子どもの発達過程を知っている率が低くなっています。
- ④ 「育てにくさを感じる」と回答した親が、育てにくさを感じたときに対処できる割合は 85.4%です。育てにくさを感じたときに対処できない親が 15%程度存在しています。

図表7 育てにくさを感じる親の割合



図表8 子育てに対する意識別 子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合



(2) 本市の課題

- ① ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると感じる親の割合が、子どもの年齢があがると低くなる傾向にあります。
- ② 子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合は、子どもの年齢があがると低くなる傾向にあります。
- ③ 育てにくさを感じている親で解決方法のない親が約15%います。

(3) 施策の方針

- ① 育児不安や育児困難感への対応として、妊娠期から育児期を通して要支援児、家庭の早期発見と早期支援が必要です。
- ② 育てにくさは子どもの発達障がい等が要因となっている場合があります。子どもへの対応として、健康的な生活習慣を身に着ける働きかけや、子どもの社会性を育む支援が必要です。
- ③ 育てにくさを感じる親への対応として、育てにくさのサインを受け止め、向き合い、子どもの発達の問題と養育者の問題の視点から、子育てに寄り添う支援が必要です。

(4) 施策の内容

育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要

素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。

- ① 子どもの発達過程について1歳6か月児、3歳児健康診査において啓発プリントを提示し、発達過程の認知を促す支援を継続します。
- ② 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査を利用し、育児不安や育児困難感に対して早期に支援します。子どもの発達の問題や養育者の問題に応じて、保健、福祉、教育、医療等適切な機関に結びつけるよう支援します。
- ③ 保健、福祉、教育各分野の関係機関と連携し、発達障がいを始めとする育てにくさを感じる親への支援を進めていきます。
- ④ 養育支援を必要とする家庭に対して、妊産婦訪問や新生児訪問を医療、福祉と連携しながら実施します。

重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

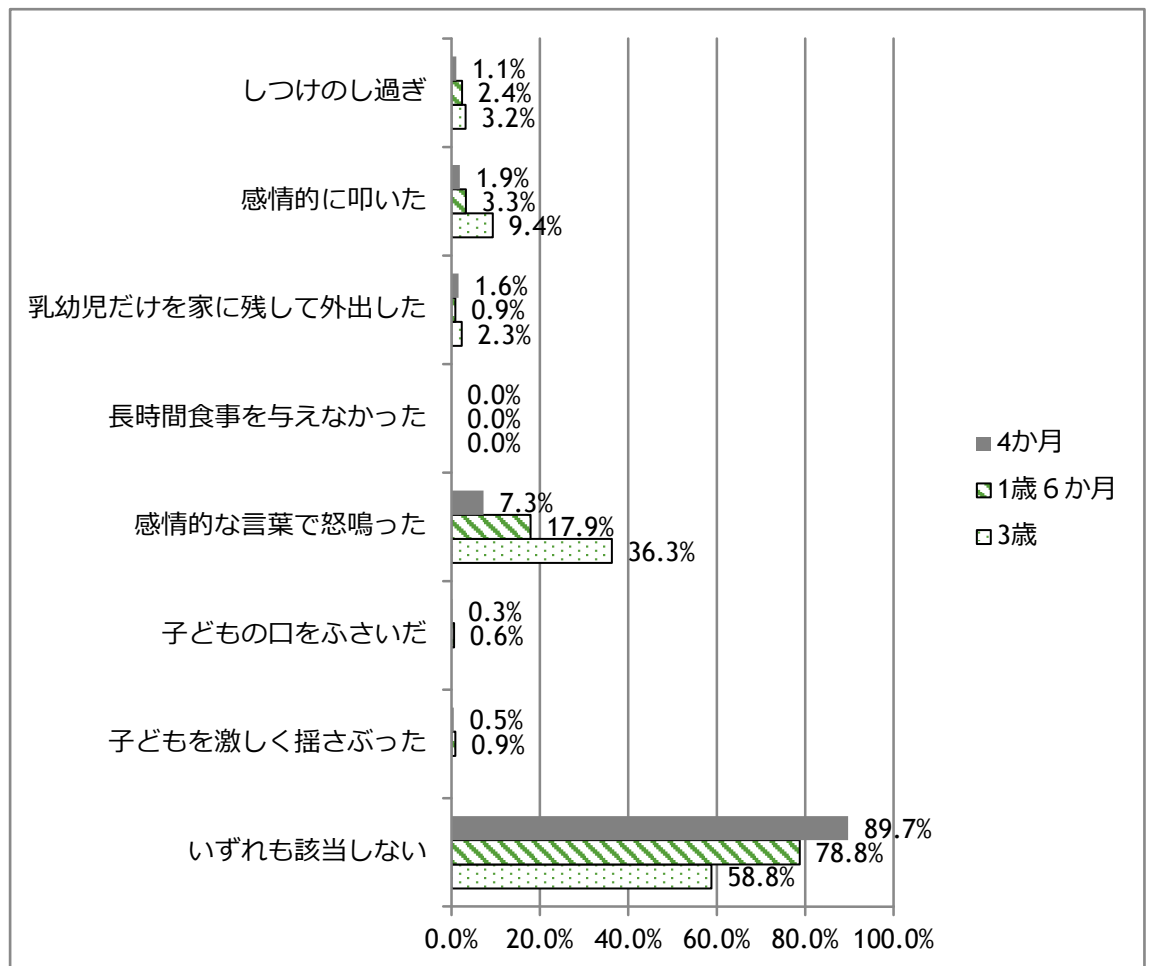
【ポイント】

① 虐待予防の取り組み

(1) 本市の現状

- ① 妊娠届出時のアンケートより、予定外の妊娠で「困った」は1.0%、「戸惑った」は5.2%と回答しています。
- ② ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者は、4か月児健康診査 86.3%、1歳6か月児健康診査 74.6%、3歳児健康診査 70.3%です。
- ③ 子どもを虐待していると感じている者の割合は、4か月児健康診査 10.3%、1歳6か月児健康診査 21.2%、3歳児健康診査 41.2%です。どの健康診査でも、「感情的な言葉でどなった」と回答する者が多くなっています。

図表9 子どもを虐待していると思う親の割合



- ④ 乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合は、4か月児健康診査 97.8%です。
- ⑤ 乳幼児健康診査の未受診率は、4か月児健康診査 0%、1歳6か月児健康診査 2.6%、3歳児健康診査 7.5%です。

(2) 本市の課題

- ① 妊娠届出書のアンケートから、「予定外の妊娠で困った」、「戸惑っている」と感じている妊婦がいます。
- ② 子どもが成長するにつれ、「ゆったりとした気分で過ごせる時間がある」と回答する者の割合は下がります。また、子どもを虐待していると思う親の割合が増えます。
- ③ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を構築することが求められています。

(3) 施策の方針

- ① 妊娠届出時にアンケートを実施し、身体的・精神的・社会的状況を把握し、問題を抱えている妊婦に妊娠中からの支援が必要です。
- ② 妊娠期や産後から関係機関等と連携を図り、ご家庭で子育てが安心してできるよう取り組みます。
- ③ 親を孤立させず親の育児負担を分担し合う地域づくりに取り組む必要があります。
- ④ 乳幼児健康診査等すべてのご家庭と向き合える機会を活用し、子育て中の家庭を地域で見守る取り組みが必要です。

(4) 施策の内容

妊娠期からの切れ目なく子育て期まで支援する子育て世代包括支援センター事業を実施しています。妊娠届出時に全ての妊婦に面接し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう医療機関や関係機関と連携します。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。

- ① 妊娠届出時のアンケートを活用し、問題を抱えている妊婦の把握に努め、妊娠期からの支援を行います。
- ② 育児不安等を抱えるご家庭が、妊娠期や産後早期からご家庭で安心して子育てができるよう、医療機関や家庭児童相談室等と連携を密にし、家庭訪問等で支援を行います。
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業等と連携をとり、切れ目なく適切な支援を行います。
- ④ 赤ちゃんのお世話の仕方など子育てのイメージが描ける教室や、困ったときの相談窓口の周知を行います。
- ⑤ 親が息抜きできるよう子育て支援センターや一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て情報の提供を行います。
- ⑥ 乳幼児揺さぶられ症候群について啓発を行います。揺さぶったり、口をふさいでも子どもは泣き止まないことを伝え、乳幼児健診等で対処方法の啓発や相談窓口の周知を行います。

- ⑦ 子どもの成長をご家族と確認し、親の思いを受け止める場として乳幼児健康診査を活用します。
- ⑧ ご家庭を孤立させないために、家庭児童相談室と連携し乳幼児健康診査の未受診者等に働きかけます。

母子保健計画 指標

課題	指標	実績値 【平成 26 年度】	実績値 【平成 30 年度】	目標値 【平成 31 年度】	参考	
					国の目標 値 【令和元年 度】	国の目標 値 【令和 6 年 度】
基盤課題 A	妊娠中の喫煙率	6.2%	4.1%	減少	0%	0%
	妊娠中の飲酒率	1.6%	1.1%	減少	0%	0%
	妊婦健康診査の受診率	1回目 96.3% 8回目 81.5%	1回目 103.5% 8回目 101.1%	増加		
	歯科健康診査の受診率	8.8%	7.1%	増加		
	妊娠・出産について満足している者の割合	94.0%	75.6% ^{注1} (平成26年度と調査方法が異なる)	増加	70.0%	85.0%
	乳幼児健康診査に満足している者の割合	幼児期 86.5%		増加		
	むし歯のない3歳児の割合	84.7%	91.3%	増加	85.0%	90.0%
	3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児の割合	80.4%	74.2%	増加		
	子どものかかりつけ医(歯科医師)を持つ親の割合	42.1% ^{注2}	53.5%	増加	3歳 45.0%	3歳 50.0%
	甘いおやつや飲み物を1日3回以上食べる習慣のある3歳児の割合	13.4%	18.3%	減少		
	1歳までにBCGの予防接種を終了している児の割合	91.1%	103.1%	増加	—	—
	1歳6か月までに4種混合の予防接種を終了している児の割合	82.1%	98.5%	増加	—	—

課題	指標	実績値 【平成26年度】	実績値 【平成30年度】	目標値 【平成31年度】	参考	
					国の目標値 【令和元年度】	国の目標値 【令和6年度】
	1歳6か月までに麻しん・風しんの予防接種を終了している児の割合	87.9%	96.6%	増加	—	—
	産後うつを感じる者の割合	71.5%	6.9% ^{注3} (平成26年度と調査方法が異なる)	減少	—	—
	育児に自信が持てない者の割合	乳児期 48.8% 幼児期 56.2%		減少		
	仕上げ磨きをする親の割合	1歳6か月 92.0% 3歳 95.0%	1歳6か月 69.6% ^{注4} 3歳 86.1% ^{注4} (平成26年度と調査方法が異なる)	増加	75.0%	90.0%
	全出生児数中の低出生体重児の割合	9.0% (36人/402人)	11.8% 平成29年 (40人/338人)	減少	減少	減少
基盤課題 B	十代の喫煙率	中1 0.8% 中3 0.7%		0%	中1 0%	中1 0%
	十代の飲酒率	中3 4.3%		0%	中3 0%	中3 0%
	地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	100%	100%	100%	80.0%	100%
	朝食を欠食する子どもの割合	中1 4.0% 中3 15.7% 合計 10.2%	小5 11% ^{注5} (平成26年度と調査方法が異なる)	減少	小5 5.0% 中2 7.0%	中間評価時に設定
	家族など誰かと食事する子どもの割合	中1 75.2% ^{注6} 中3 62.1% ^{注6} 合計 68.3% ^{注6}		増加	—	—
	児童・生徒における痩身傾向児	小5全体 2.1% 小5男子 2.1% 小5女子 2.1% 中3全体 2.9% 中3男子 2.8% 中3女子 3.0%	小5全体 2.0% 小5男子 1.5% 小5女子 2.5% 中2全体 3.4% 中2男子 1.4% 中2女子 5.6%	減少	高2女子 1.5%	高2女子 1.0%
	歯肉に炎症がある十代の割合	中1 4.1%	1.9%	維持	22.9% (計上方法が市と異なる)	20.0% (計上方法が市と異なる)
	自己肯定感	中1 16.0% 中3 4.3%	小5 18.3% 中2 12.1%	増加		

課題	指標	実績値 【平成26年度】	実績値 【平成30年度】	目標値 【平成31年度】	参考	
					国の目標値 【令和元年度】	国の目標値 【令和6年度】
	児童生徒における肥満児の割合	小5全体 7.7% 小5男子 8.9% 小5女子 6.4% 中3全体 8.0% 中3男子 9.1% 中3女子 7.0%	小5全体 10.8% 小5男子 12.5% 小5女子 9.1% 中2全体 9.5% 中2男子 10.2% 中2女子 8.7%	減少	小5 8.0%	小5 7.0%
基盤課題 C	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	88.5%	87.2%	増加	93.0%	95.0%
	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	69.2%	76.6%	増加	60.0%	70.0%
	積極的に育児をしている父親の割合	乳児 90.6% 幼児 89.5%	4か月 60.9% ^{注7} 1歳6か月 55.5% ^{注7} 3歳 52.0% ^{注7} 平均 56.1% ^{注7} (平成26年度と調査方法が異なる)	増加	50.0%	55.0%
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	—	4か月 88.5% 1歳6か月 89.4% 3歳 87.2% 平均 88.4%	—	93.0%	95.0%
	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	乳児 20.9% 幼児 40.0%	1歳6か月 49.7%	増加	—	—
重点課題 ①	【再掲】育児に自信が持てない者の割合	乳児期 48.8% 幼児期 56.2%		減少		
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合	4か月 76.5% 1歳6か月 74.2% 3歳 71.3%	4か月 86.3% 1歳6か月 74.6% 3歳 70.3%	増加	3、4か月 81.0% 1歳6か月 70.0% 3歳 62.0%	3、4か月 83.0% 1歳6か月 71.5% 3歳 64.0%

課題	指標	実績値 【平成26年度】	実績値 【平成30年度】	目標値 【平成31年度】	参考	
					国の目標値 【令和元年度】	国の目標値 【令和6年度】
	「育てにくさ」を感じたときに対処できる親の割合	乳児期 45.3% 幼児期 49.3%	4か月 85.0% ^{注8} 1歳6か月 89.9% ^{注8} 3歳 81.3% ^{注8} 平均 85.4% ^{注8} (平成26年度と調査方法が異なる)	増加	90.0%	95.0%
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	生後半年～ 96.6% 1歳6か月～ 2歳 93.0% 3～4歳 87.1%	4か月 89.9% 1歳6か月 98.2% 3歳 78.0% 平均 88.7%	増加	90.0%	95.0%
重点課題 ②	乳幼児健康診査の未受診率	4か月 3.1% 1歳6か月 3.2% 3歳 3.9%	4か月 0% 1歳6か月 2.6% 3歳 7.5%	減少	3～5か月児 3% 1歳6か月児 4% 3歳児 6%	3～5か月児 2% 1歳6か月児 3% 3歳児 5%
	【再掲】育児に自信が持てない者の割合	乳児期 48.8% 幼児期 56.2%		減少		
	子どもを虐待していると思う親の割合	乳児期 1.7% 幼児期 6.5%	4か月 10.3% ^{注9} 1歳6か月 21.2% ^{注9} 3歳 41.2% ^{注9} (平成26年度と調査方法が異なる)	減少	—	—
	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	乳児期 96.0% 幼児期 93.5%	4か月 97.8%	増加	100%	—

- 注1) 健やか親子21評価指標に合わせ、「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた」と回答した者の割合を表記
- 注2) 「定期的な歯科医院への通院(治療は除く)をしている」と回答した3歳児の割合を表記
- 注3) 健やか親子21評価指標に合わせ、産後1か月でEPSD(産後うつスクリーニング検査)9点以上の褥婦の割合を表記
- 注4) 健やか親子21評価指標に合わせ、「仕上げ磨きをしている(子どもが磨いた後に、保護者が仕上げ磨きをしている)」と回答した者の割合を表記
- 注5) 思春期事業で実施しているアンケートより集計し、1週間のうち朝食の回数が5回以下の者の割合を計上
- 注6) 「家族で1日1回2人以上で30分以上かけて食事をする」と回答した者の割合を表記
- 注7) 健やか親子21評価指標に合わせ、「よくやっている」と回答した者の割合を表記

- 注8) 健やか親子21評価指標に合わせ、「育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど何らかの解決する方法を知っている」と回答した者の割合を表記
- 注9) 健やか親子21評価指標に合わせ、「この数か月の間に、ご家庭で以下のことがありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。『しつけのし過ぎがあった』、『感情的に叩いた』、『乳幼児だけを家に残して外出した』、『長時間食事を与えなかった』、『感情的な言葉で怒鳴った』、『子どもの口をふさいだ』、『子どもを激しく揺さぶった』」のいずれか1つに回答した者の割合を表記

第8章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。点検・評価に当たっては、「津島市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

資料編

1 策定経緯

年	月日	調査・会議等
令和元年	7月4日	第1回津島市子ども・子育て会議
	8月27日	第2回津島市子ども・子育て会議
	10月～	第3回津島市子ども・子育て会議
	12月～ 1月	パブリックコメント
令和2年	2月	第4回津島市子ども・子育て会議

2 津島市子ども・子育て会議会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、津島市子ども・子育て会議の設置及び組織について定めるものとする。

(設置)

第2条 津島市子ども条例(平成28年津島市条例第8号。以下「条例」という。)

第20条の規定により、条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に定める事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者並びに子育てに関する団体及び機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される津島市子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。
(津島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 津島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年津島市条例第9号)の一部を次のように改める。
(次のよう略)

3 津島市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	委員	備考
高尾 淳子	学識経験者	
塚本 有子	愛知県海部児童・障害者相談センター長	
伊藤 理枝子	津島市民生児童委員連絡協議会代表	
谷川 知	津島市小中学校校長会代表	
水谷 朱根	津島市PTA連合会代表	
猪飼 真里	津島人権擁護委員協議会津島地区委員会代表	
浅井 純子	コミュニティ推進協議会代表	
岡本 厚子	津島市保育協会代表	
山田 雄司	津島市私立幼稚園連絡協議会代表	
角田 真理子	津島市私立保育園父母の会代表	
柴原 奈恵	津島市私立幼稚園連合協議会保護者代表	
星野 武史	津島市学童保育連絡協議会代表	
安藤 理香	津島市ファミリー・サポート・センター代表	
佐藤 容子	子育て中の保護者が子育て支援のため自主的に活動する団体代表	
田中 和夫	障がい児の福祉の向上のため活動する団体代表	
南 充浩	公立保育園保護者代表	
横山 亜矢子	NPO法人理事	

4 津島市子ども条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 人間として大切な子どもの権利（第4条—第8条）
 - 第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第12条）
 - 第4章 子どもに関する施策（第13条—第19条）
 - 第5章 子どもの育成についての推進体制（第20条）
 - 第6章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定め、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 学校等関係者 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、及び学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。
- (4) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること。
- (2) 子どもが自分自身を大切にし、他者を思いやる心を持つこと。
- (3) 子どもが安心して健やかに育ち、周りの人に愛されること。
- (4) 子どもが自分の行動に責任を持ち、社会の一員として責任を持って行動すること。

第2章 人間として大切な子どもの権利

（子どもの権利の尊重）

第4条 この章に定める子どもの権利は、人間として大切な権利として、保障されなければならない。

- 2 子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他者の権利を認め、尊重するよう努めなければならない。

3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を付けるために必要な支援を受けることができる。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (3) 自分の気持ちや考えを自由に持ち、表明すること。
- (4) 自分に関係することを自分で決めること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 必要な知識や情報を得るとともに、必要な教育を受けること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術及びスポーツにより、豊かな人間性を育む機会が与えられること。
- (3) 家庭において、食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) 様々な世代や社会体験を通じた多文化との関わりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(安全に安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達に応じた環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から心身が守られること。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られるとともに、被害からの回復に対する支援を受けること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関係することについて自ら参加するために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 年齢や発達に応じた活動の機会を得るとともに、その活動において意思決定に参加すること。

- (2) 自分の気持ちや考えを表明するとともに、その気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うとともに、必要な情報や支援を受けること。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、その養育する子どもの権利を保障する第一義的な責任者として、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもの健やかな育ちのため、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導を行うこと。
- (3) 子どもと向き合い、子どもの考えや気持ちを受け止め、それに応えるために意思疎通を図ること。
- (4) 子どもが安心して過ごすことのできる環境を確保すること。

(学校等関係者の責務)

第10条 学校等関係者は、子どもの保育、教育及び福祉に携わるものとして、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、必要な支援を行うこと。
- (3) 虐待、体罰、いじめ等の防止及びこれらの早期発見とともに、解決に向けて対策を講じること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、職員の研修その他職場環境を充実させること。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、地域の中で子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から子どもの心身を守るため、安全で安心な地域づくりを行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

第4章 子どもに関する施策

(子育ての支援)

第13条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり

(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第14条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければならない。

3 市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行うものとする。

(子どもの安全・安心を保障する取組)

第15条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行うものとする。

2 市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行うものとする。

(子どもの参画の推進)

第16条 市は、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めなければならない。

(子どもの育成に係る相談体制の充実等)

第17条 市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めるものとする。

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第18条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報するものとする。

(推進計画の策定)

第19条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

第5章 子どもの育成についての推進体制

(意見の聴取等)

第20条 市は、この条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について、津島市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

2 市長その他の市の執行機関は、津島市子ども・子育て会議の意見を尊重し、必要な施策を講ずるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

5 用語解説

あ行

NPO

Non Profit Organization（非営利活動組織）の略称で、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体

か行

学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

家庭児童相談室

児童虐待についての相談のほか、子どもを取り巻く問題の相談に応じる場

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とする法律で、平成 15 年 5 月 1 日施行

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第 24 条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

さ行

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

総合計画

市の行財政運営の長期的な指針となる最上位の計画として策定された市の計画

痩身傾向児

性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が -20% 以下の者

その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

た行

津島市障がい福祉計画

障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」に当たるもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めたもの

津島市男女共同参画プラン

市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

低出生体重児

出生時に体重が 2,500g 未満の新生児のこと

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

な行

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんの体を激しく揺さぶることで脳が急激に動き、血管が切れたり、神経が切れたりすることで脳に重篤な障害が残ること

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持たせたもの

は行

非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

フッ化物塗布

乳歯むし歯の予防として、比較的高濃度のフッ化物溶液やゲル（ジェル）を歯科医師・歯科衛生士が歯面に塗布すること

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

放課後子供教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

ま行

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの

や行

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

4種混合の予防接種

ジフテリア、百日咳、破傷風に対する予防接種である三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを混合したもの

第2期津島市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 愛知県 津島市
